

令和元年10月3日

◎今城委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎今城委員長 ご報告いたします。武石委員から、所用のため少し遅れる旨の届出がっております。

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

◎今城委員長 それではお諮りします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎今城委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局ごとに説明を受けることにします。

なお、本日は第一委員会室において12時30分から決算特別委員会の組織委員会を開催いたしますので、11時45分頃を目途に、早目に休憩に入らせていただきたいと思います。

《総務部》

◎今城委員長 最初に、総務部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

なお、この後行う行政管理課の議案に会計管理局、公営企業局、教育委員会及び警察本部が関係するため、会計管理局より岡村総務事務センター課長、公営企業局より猪野県立病院課長、教育委員会より伊藤教育長、警察本部より宇田川本部長が同席しております。

◎君塚総務部長 補正予算の概要についてご説明させていただきます。

令和元年度9月補正予算編成の概要という資料の下の歳出の表をごらんください。

一番下の行、総計(1)+(2)の欄の中ほど、補正額(B)の列をごらんいただければと思います。総額で85億2,324万2,000円の増額補正となっております。今回の補正では、経済の活性化を初めとする基本政策などを、着実に推進するための事業や台風第10号による被害への迅速な復旧費用などにつきまして予算計上させていただいております。

歳出の内訳といたしまして、(1)経常的経費は6億5,300万円余り、(2)投資的経費は78億7,000万円余りで、投資的経費の内訳は、普通建設事業費のうち、補助事業費が59億9,800万円余り。単独事業費が7億8,600万円余り、災害復旧事業費は10億8,400万円余り

となっております。

続いて、上の欄の歳入の表をごらんください。まず上段の（１）一般財源でございますけれども、11億3,500万円余りにつきまして、内訳としては地方交付税、こちら4億8,800万円余り、交付税算定で配分が当初予算を上回った部分を活用いたします。また前年度からの繰越金など6億4,600万円余りにより対応することとしております。

中段の（２）特定財源でありますけれども73億8,700万円余りとなっております、内訳としましては国庫支出金が38億4,900万円余り。県債が28億7,500万円、その他が6億6,300万円余りとなっております。

以上簡単ですが今回の補正予算全体の概要でございます。

次に総務部関連の議案でございます。総務部からは第1号議案令和元年度高知県一般会計補正予算の所管分といたしまして、財政課から歳入補正予算を提出させていただいておりますが、これにつきましては9月補正予算全体の一般財源としまして普通交付税と繰越金など充当するもので、今ほど御説明させていただきました内容と重複いたしますため、財政課長からの説明は省略させていただきます。

次に条例その他議案でございますが、その中から2件の条例議案を提出させていただいております。

各議案の詳細につきましてはこの後、担当課長から説明をさせていただきます。

次に報告事項でございます。

今回御報告いたしますのは、文書情報課から、高知県公文書管理委員会における審議状況等について。

財政課から、今後の財政収支の見通しについて及び平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について。

市町村振興課から、平成30年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等の状況について。

情報政策課から、高知県行政サービスデジタル化推進計画（案）について、の5件でございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

最後に主な審議会等の状況について、御説明させていただきます。

まず、高知県公文書管理委員会でございますが、今期につきましては7月29日及び8月27日に開催いたしまして、高知県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）及び知事部局の公文書管理規程の諮問並びに公文書管理ガイドラインについて御審議いただきました。

次に、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては9月6日に開催いたしまして、諮問案件2件について審議し、うち1件について答申が決定されております。

最後に、高知県行政不服審査会でございます。今期につきましては6月28日及び8月22日に開催いたしまして、諮問案件1件について審議をしております。

なお審議会の開催状況につきまして、担当課長からの説明は省略させていただきます。私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎**今城委員長** 続いて、所管課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎**今城委員長** 行政管理課の説明を求めます。

◎**平井行政管理課長** 当課からは2件の条例議案を御説明させていただきたいと思えます。

それではまず1件目でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案につきまして、関係課を代表しまして御説明させていただきます。資料のほうは青色のインデックス、総務部の議案補足説明資料の中の赤色のインデックス、行政管理課の1ページでございます。

この条例は、地方公務員法等の改正に伴い、新たに会計年度任用職員の制度を導入するために必要な改正を行うものでございます。6月議会で御説明させていただきました内容と重複する部分もございしますが、まず条例改正の背景となります法改正の概要を御説明させていただきます。

上段の法改正の目的でございます。行政需要の多様化等に対応するため、全国的に増加しております臨時・非常勤職員につきまして、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られますことから、会計年度任用職員制度の導入等によりまして、適正な任用や勤務条件を確保しようとするものでございます。

法改正の具体的な内容につきまして、左側をごらんいただきたいと思います。大きな柱としましては、適正な任用等を確保しますため、特別職任用、臨時的任用を厳格化するとともに、これまで法律及び条例上の位置づけが曖昧でございました、一般職の非常勤職員の任用等につきまして、新たに会計年度任用職員の規定を設けまして、制度の明確化をするというものでございます。

あわせて、下段でございます。地方自治法の改正によりまして、会計年度任用職員に対しまして、国の非常勤職員と同様に期末手当の支給を可能にするということでございます。

その右の図でございます。上から現行の特別職、一般職の非常勤、それから臨時職員につきまして、概念上、多くの職が会計年度任用職員に移行する、そういった形になるということでございます。以上の法改正、さらには総務省からのマニュアル、国会の附帯決議の趣旨等を踏まえまして、本県におけます会計年度任用職員制度を整備することとしてお

るところでございます。

次に、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

左側に、会計年度任用職員制度における本県の主な勤務条件の案、右側に総務省マニュアルの内容をお示ししております。

右側の項目に沿いまして、御説明いたします。

まず、募集任用につきましてでございます。募集任用につきましては基本的に総務省マニュアルに沿ったものとしておりますが、再度の任用につきまして、マニュアルでは原則2回、最長3年ということ为例示されておることを踏まえまして、本県では2回、最長3年を基本としつつ、職の実態を踏まえまして、特に経験等が必要と認められる職につきましては4回、最長5年まで再度の任用を可能とするという内容にしておるところでございます。

また、本県の現状としまして、現行の非常勤職員につきましては、これまで実質的に継続雇用をしていたという実態があることを踏まえまして、経過措置といたしまして、同一の職が継続することを前提として、当分の間、人事評価を用いた選考によりまして再度の任用を可能とするということにしておるところでございます。

次に、給料報酬の欄でございます。総務省マニュアルのほうの①給料水準の考え方、それから②上限の設定の趣旨内容とともに、本県の臨時・非常勤職員の現行の水準、それから業務内容などの実態を踏まえまして設定をしておるものでございます。さらに表の中に構えておりますが、上限級号給の欄に代表的な職を記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

まず、左側の一般事務等でございます。一般事務等につきましては、本県の上級初任給基準の1級29号給に4号給上乘せしました1級33号給。次に、登記事務・消費生活相談員等につきましては、業務の実態から特に経験年数等が必要であることを踏まえまして、2級17号給を上限に設定しておるものでございます。その他の職種につきましても、業務内容や職務の特殊性等を考慮しまして、上限を設定をしておるところでございます。

続きまして、その下の手当の欄をごらんいただきたいと思います。法改正のところでも少し御説明しましたが、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、新たに期末手当の支給が可能になるということでございます。具体的には総務省マニュアルに沿いまして、6カ月以上任期があるものを対象としまして、正職員と同様に期末手当を支給することとしております。また、先ほども御説明しましたが、継続雇用可能とすることを踏まえまして、制度移行後も引き続いて任用された者につきましては、本年度の在職期間を通算することとしております。

その右の2つの矢印の下にありますとおり、新たな制度につきましては、期末手当の支給が可能となることにより、多くの職につきましておおむね1割から2割程度の年収アッ

プが見込まれるというところでございます。なお下の米印にありますとおり、新たに期末手当が支給されるにもかかわらず、現行制度の年収を下回るというケースが生じた場合には、年収ベースでの現給保障を実施するというようにしておるところでございます。実際には例外的なケースになるものと考えておるところでございます。また②期末手当以外の手当につきましては、基本的に総務省マニュアルと同様ということでございます。

次に、休暇について御説明させていただきます。マニュアルでは、国の非常勤職員と同様とするということが基本とされておるところではございますが、現行制度におきまして、既に病気休暇の有給化など、一部国を上回る本県の実情がこれまで経緯があつて、現行の設定となっているというところがございます。それから法改正時の附帯決議等を踏まえまして、現行制度の維持を基本に設定をすることということにしておるところでございます。

以上、御説明しました勤務条件等を含みます、会計年度任用職員制度の導入に必要な条例改正をしようとするものが今回の本条例でございます。改正を行います具体的な条例の一覧につきましては、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページに一覧をつけておりますが、会計年度任用職員は正職員と同様、一般職の非常勤として位置づけられることに伴いまして、勤務条件等に関する条例改正が必要となります。具体的には、職員の給与に関する条例を初めまして、合計22の関係条例の改正を行うこととしております。改正条例の施行期日につきましては法改正と同じく、令和2年4月1日としておるところでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。条例の主たる改正内容につきまして、待遇面を中心に御説明をさせていただきます。まず、1条関係職員の給与に関する条例につきましてでございます。1条関係につきましては会計年度任用職員の給与の種類、報酬、費用弁償、期末手当等に関しまして、必要な規定を設けるものでございます。主たる勤務条件でございますので、詳細につきましては後ほど別資料で御説明させていただきますと思います。

それから一つ飛ばしまして、第3条関係でございます。第3条関係地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、会計年度任用職員に移行する職を削除するとともに、あわせて現行の条例では明確に規定されておりました、特別職の非常勤職員を包括的に規定をしようとするものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。第8条関係でございます。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例につきましては、会計年度任用職員の勤務時間等について、多種多様な職がありますことから、それぞれの職務の性質等を考慮しまして、任命権者が定めることとするという内容でございます。

それから少し飛びまして、12条関係でございます。職員の退職手当に関する条例につきましては、本県では今まで対象者がいませんでした常勤的、非常勤職員の退職手当につき

まして、従来より国から示されております条例の準則に沿った内容を新たに規定しようとするものでございます。会計年度任用職員制度導入後は、フルタイムの会計年度任用職員が該当する可能性がありますことから、新たに改正を行おうとするものでございます。なお学校の臨時教職員につきましては、給与条例と同じく、再任用職員との権衡を考慮して改正を行うこととしておるところでございます。

一つ飛びまして第14条関係でございます。企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、職員の給与に関する条例に準じて改正を行うものですが、企業職員の給与の種類につきましては、地方公営企業法の規定によりまして、パートタイムの会計年度任用職員も含めまして、給料及び手当となるというものでございます。

次に、6ページをごらんいただきたいと思います。

第15条関係でございます。公立学校職員の給与に関する条例は、職員の給与に関する条例に準じた改正を行うこととしております。加えまして、臨時教職員の給与につきまして、特例規定を設けることとしており、こちらも詳細につきましては後ほど別資料のほうで御説明させていただきたいと思います。

それから、その下の16条関係でございます。公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例につきましては、職員の勤務時間条例に準じて改正を行うとともに、臨時教職員につきましてもその勤務時間等につきまして、現行の取り扱いを基本として任命権者が定めることとしておるということでございます。

それから17条関係、高知県警察の設置及び定員に関する条例、次の18条関係、警察職員の給与に関する条例、19条関係、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例につきましては、一般職員の条例の規定に準じた改正を行うものでございます。

次に、その下の附則でございます。附則第2項の経過措置につきましては、現行の非常勤職員から引き続いて同種の会計年度任用職員に任用された者につきましては、現在支給されております報酬の年額が減少する場合は、現在の報酬の年額を保障するよう規定するというところでございます。

それから、その下の附則第3項でございます。附則第3項の経過措置につきましては、臨時・非常勤職員から引き続いて、会計年度任用職員に任用された者の令和2年6月期の期末手当の期間率につきましては、本年度の在職期間を通算をするという内容になっておるものでございます。

次に、7ページをごらんいただけますでしょうか。先ほど簡単に御説明させていただきましたが、まず第1条関係の会計年度任用職員の主たる勤務条件であります、給料、報酬に関しまして御説明をさせていただきます。

上の図の右側でございます。右側の図の中ほどに会計年度任用職員の欄がございます。そちらにありますとおり、会計年度任用職員の給与の種類につきまして、今回の改正によ

りまして、勤務時間、勤務日数に限定のございますパートタイム勤務の者は第1号職員で
ございます。パートタイム勤務の第1号職員につきましては報酬と期末手当を。常勤の職
員と同じ勤務時間のフルタイム勤務の第2号職員につきましては、給料と手当を支給をす
るということを規定しております。また右側の表の備考欄にございます、第1号職員の通
勤及び公務旅行にかかる費用は、費用弁償として支給をするという内容にしておるもの
でございます。

それからその下でございますが、中ほどの①をごらんいただきたいと思います。少し触
れましたが、会計年度任用職員の報酬及び給料は、類似する職務に従事する常勤の職員
の給料月額を基礎としまして、その職務内容、職務経験等を考慮しまして、行政職相当職
は2級17号給、行政職相当職以外の職は権衡を考慮しまして、任命権者が定める額を超え
ない範囲で、任命権者が知事と協議して定めると、そういった内容で定めようとするもの
でございます。

また、下にございますが、特別の事情がある場合、例えば各種アドバイザーのような職
は、その職務の特殊性を考慮しまして、予算の範囲内で任命権者が知事と協議して定める
こととするという内容でございます。

次に、8ページをごらんいただけますでしょうか。こちらにつきましては第15条関係、
公立学校職員給与条例の特例について御説明をさせていただきます。

①公立学校職員給与条例につきましては、職員給与条例の規定に準じた改正を行うほ
か、いわゆる学校の臨時教職員につきましては、来年4月以降、臨時的任用職員は要件が厳
格化されまして、欠員代替等に限って任用することとなります。現在任用しております臨
時的任用職員のうち、新たに臨時的任用職員の要件を満たすのは、学校の欠員代替等の臨
時教職員のみとなっております、来年度以降も任用を予定しておるため、必要な特例規
定を設けようとするものでございます。

具体的には、現在の臨時教職員の給料でございますが、現行の給料の上限のとおり、再
任用職員の給料を上回らないよう、小中学校教育職であれば1級73号給、高校教育職も1
級73号給でございますが、来年4月以降は右のとおり見直し後は、最高号給未満の水準を
上限として設定することができなくなるということでございます。それを受けまして、学
校では60歳を超えた方が臨時教員として任用されることがありますが、この場合、60歳で
定年後に再任用職員となった方の給料の水準を大きく上回ることとなりますことから、職
員間の権衡を欠くということでございます。このためそうした逆転が生じないように、下
段にありますとおり60歳を超える臨時教職員の給料月額につきましては、再任用職員を上回
らないよう設定し、諸手当について再任用職員の規定を準用するとしようとするもので
ございます。

次の、②警察職員及び③の企業職員の給与条例につきましては、先ほど14条、18条で御

説明しましたとおりでございます。

以上が会計年度任用職員制度に関する説明でございます。

続きまして4号議案でございます。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案につきまして、関係課を代表して御説明をさせていただきます。

資料は引き続き、9ページをごらんいただきたいと思います。

1の条例改正の目的でございます。地方公務員法の一部が改正されまして、成年被後見人等に係ります欠格条項、こちらが削除されたことに伴いまして、関係条例について引用する規定の整理をしようとするものでございます。

そのもととなります法改正の概要が2でございます。成年被後見人等の人権が尊重され、不当に差別されないよう、地方公務員法第16条に列挙されております欠格条項のうち、第1号の成年被後見人又は被保佐人を削除するもので、公布の日でございます令和元年6月14日から6月を経過した日、すなわち令和元年の12月14日から施行されるというものが法改正の内容でございます。

それを受けまして、下の3条例改正の概要につきましてでございます。(1)のAからカまで列挙しております6つの条例につきまして、法改正に伴い必要となる、規定の整理等を行うというものでございます。具体的にはこれらの条例にあります期末手当、勤勉手当、休職者の給与及び退職手当に関する規定で、今回削除されました地方公務員法第16条第1号に該当して失職すると規定しておりました文言につきまして、それぞれ削除しようとするものでございます。

最後の4施行期日につきましては、地方公務員法の改正の施行期日と同じく、令和元年12月14日としたいと考えております。

以上で当課からの説明を終わります。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 会計年度任用職員制度についてですけれど、当初これが出たときに、対象になる人達から何か給料が減額されるとか、また身分の問題にも大変不安な声があつてということがあつたんですけれど、これを見ても給料も上がるわけですし、もし下がった人でも現行のものもらえるという保障があるし、採用の年数も長くなるということは、逆にこれは身分が安定するというふうに考えていいと思うんですが。なぜ当初、臨時職員の皆さん方から、自分たちの給料は減って、もう次の職を考えなくちゃいけないということが出てきたのかというのは、これは組合との問題もあつたんでしょうかね。どういうところであつたのか。これだけ見れば確実に身分は保証されてくるわけやし、給料も上がるんですけれど。そのいきさつを、教えていただければと思います。

◎平井行政管理課長 おっしゃるとおり、不安の声というのが庁内のほうで聞こえておるところでございました。何分制度のほうが任用から給与、それから休暇にわたる広いものでございましたので、一定職員団体との交渉を経るといところがございました。なので一定、去年の9月に提示をさせていただきまして、そのときは基本的に国から示されておりましたマニュアルに従いまして、今のマニュアルに沿いますとこういう形になりますといところが示させていただきまして、その交渉の過程の中で、さらに本県の今の非常勤職員、それから臨時職員をどう移行させていくかといところを、しっかりお話もさせていただく中で、今のこうした制度に落ち着かせていただいたといところがございます。

特に職員団体のほうからは、やはり現在お勤めいただいている非常勤の方の任用といえますか、引き続いてどうなるんだという、そういったところが大きな論点でしたし、一定処遇改善にもつながるといところではないかという、投げかけもいただいておりますので、引き続きの雇用ができるといところと、それから先ほど申し上げた、例えば期末手当の通算ですとか、そういったところで処遇改善につながるように制度設計をさせていただいて、現在に至ってるといところなんです。ことしの5月に、職員団体とはおおむねで合意いただいたといところがございます。

◎桑名委員 ぜひこの対象になる人たちが納得するように、ちゃんとアナウンスもしていただければと思います。それと、全体的に給料が上がるんですけど、予算的には年どれぐらいのプラスを見込んでますか。

◎平井行政管理課長 まだ粗でございますが、知事部局、教育委員会、警察とそれぞれ職員がおります。大体財政負担は3億円ぐらいの増になる予定でございます。

◎米田委員 下がる人については現給保障ということで、職員団体との話し合いもあってそういうふうにされてると思うんですけど、実質その対象になられる方が約2,200人という聞いてますけれど、現に積算上現給保障する前に下がる人は、どれぐらいおられるんですかね。

◎平井行政管理課長 個別にはまだご意向もありますけれども、基本的には、制度設計では下がらない形と考えております。基本的にはいらっしゃらないだろうと。ただ何分、今の非常勤職員、特に知事部局につきましてですけども、今一職一級ということで、年齢とか経験にかかわらず、この職に携わっていただければこの額という定め方をさせていただいておりますが、今度の制度のほうは一番基礎の号給はありますけれども、それに学歴ですとか、それから勤務の経験なんかを足してまいりますので、それを加味したときに、少し年齢がお若い方が今の職についている場合には下がる可能性がありますので、そういった方につきましては、先ほどの経過措置で、委員がおっしゃったような現給保障という形でさせていただく制度設計をしたところがございます。基本的にはいないのではないかということではあります。

◎**米田委員** 言われてるようにトータル3億円で、2,000人超えやから、平均したら年14、15万円上がるかなという計算をぱっとしたんですけれど。その年収が上がっても、いわゆる年金の対象は月額給料ですよ。だから年収手当がふえたとしても、年金支給額に反映せんじゃないかという私の理解があつて。今、非常勤の方々を含めてもう一つ心配されゆうのは、ボーナス手当はふえるけれど、月額そのものが減ることによって、年金もらうときに、年金支給額そのものが減るような仕組みになるんじゃないかと、心配されてる声があるんですけれども、それはどう理解したらいいですか。

◎**平井行政管理課長** 捉まえ方としまして、基本的には月額はそんなに下げるということでもないです。やはり期末手当が出るとなりますと、12月足す期末手当の2.55月ということで、やはりトータルで換算するという制度設計をしておりますので。その分につきましては、一定処遇改善につながるということであれば、御理解いただければと思いますけれども。個別に幾らがどうなるかというところまで、把握しておりません。申しわけございません。

◎**米田委員** 心配の声が聞こえてるんで。なければ僕も安心するんですけれど。給料月額そのものは、今現給保障の人を含めて下がらないと。プラス手当がふえるという、そういう理解でいいですかね。そうすれば年金もらうときの額も下がらないわけで。そこはどんなんです。

◎**平井行政管理課長** 今の賃金の中に、これまでは手当とかが含まれた形で支給されている分もあります。通常の職員ですとやはり、通常の給与足すいろんな手当があるんですけれども、非常勤職員になりますと、その報酬の中にいろんなものが加味されておる場合がありますので、報酬額だけでいきますと、やはりそういったところでは少なくなる。ただ、旅費ですとか、それから一番大きなのは期末手当になりますけれども、そういったものがしっかり出るといふ形になりますので、そういったところでの処遇改善を図っていくという考え方でございます。

◎**米田委員** あんまり回答にしてくれてないような気もするけれども。また仕組み教えてください。非常勤の方々は、年金は給与月額で基礎計算されるというて聞いてますので、そうなるとうちやはり手当とかその他が上がっても、月額そのものが下がれば、年金支給額も下がってしまうという心配をされてるんです。今のは、僕の質問によつて答えてくれてないというふうに思いますので。また正確な説明があれば、またしていただきたいと思つたので、よろしくをお願いします。

それともう一つ、募集の任用の件ですけれども。今、現におられる方は、選考で現状以上ということで、そういう保障をしていただけてますけど。新しく募集される人は最長5年間ということで、これは国のマニュアルよりも少し長くして、そういう対応をしようということとされて、前進面だと思つたんですけれども。その人が5年たった後、仮にまた県

の募集に参加したいという場合、それは続けてハローワークとか通じて、公募に参加できることはできるわけですね。それはどんなんですか。

◎平井行政管理課長 来年の4月から始まる制度で、募集させていただく形で。基本は3年ということで、2回が基本で。少し経験を要する職につきましては、5年ということでございます。基本的に、その一つの区切りが終わった方につきましては、再度公募でございますので、そういった方はまた一緒に手を挙げていただくことは可能でございます。

◎米田委員 はい、わかりました。

◎大野委員 会計年度任用職員の対象者は全員でどれぐらいになりますかね。

◎平井行政管理課長 知事部局ですと、大体非常勤職員が450名程度。それから臨時職員が200名ぐらいでございますので、650名ぐらいでございます。それから、最新の数字はございませんが、規模感で申しますと、教育委員会が事務職合わせて大体1,800名ぐらいで、うち1,000名ぐらいが教員の方になるかと思えます。あとは公営企業局が大体100名程度、警察も100名程度ということでございますので、全体で2,700名程度になるかと思えます。

◎大野委員 職員団体との交渉によって、その処遇改善や現給保障も今回の制度改正で一定図られてるということで、一面はいいところもあるんですけども。基本は正職員が足りてないというところが、臨時職員や非常勤職員とか雇わないかん、その根底にあると思うんです。定数管理も含めて、正職員の確保も検討していただけたらありがたいなというふうに思います。要請です。

◎今城委員長 質疑を終わります。

ここで総務事務センター課長、県立病院課長、教育長と警察本部長は退席します。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎今城委員長 続いて、総務部から5件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈文書情報課〉

◎今城委員長 まず、高知県公文書管理委員会における審議状況等について、文書情報課の説明を求めます。

◎徳橋文書情報課長 総務委員会資料の報告事項の赤いインデックス、文書情報課をお願いいたします。

公文書管理制度に関しまして、高知県公文書管理委員会の審議状況と施行日前の公文書の取り扱い、条例では施行日後の公文書の取り扱いに準じることとしておりますが、具体的な取り扱いにつきまして、公文書管理委員会にお諮りをさせていただきましたので、あわせて御報告をさせていただきたいと思えます。

資料の1ページをお願いいたします。公文書管理委員会の審議状況につきまして、御

報告をさせていただきます。

まず、1の委員でございますが、5名の委員で構成をいたしまして、会長には当課が所管しております個人情報保護審査会の会長をしていただいております山岡弁護士に、そのほか大学、報道、公文書の専門家、歴史研究の分野から高知城歴史博物館の渡部館長に委員をお願いしております。

2のこれまでの審議状況につきましては、7月と8月の2回開催をしております、条例施行規則（案）と、知事部局の公文書管理規程（案）の諮問をさせていただき、御審議を賜っているところでございます。

審議状況につきましては、下の3のところでございますが。左側が条例施行規則（案）で、公文書の管理や、公文書館の管理、それから公文書が公文書館に移管された後の県民の皆様の利用に関する手続などを定めてございます。委員会からは実施機関から公文書館に移管、廃棄の協議に際しては、公文書館が適切に判断できる期間を確保すべきこと、また県民の皆様の利用の際のレファレンス、これの充実のため、目録には具体的な内容を記載すべきこと、また公文書館の体制等につきましても御意見をちょうだいしているところでございます。

右側が公文書管理規程（案）でございます、管理体制を初め作成や文書の取り扱いなど、運用に際しての実務的な内容を規定したものでございます。

委員会からは、協議の記録の作成に当たっては、職員に過度な負担がかからないようにすべきことや、現在、国において取り組みが進められております、公文書の電子化にも積極的に取り組むべきこと、といった御意見をいただいております。

公文書管理委員会は今後、今年度2回もしくは3回程度開催する予定でございますので、節目節目で御報告させていただきたいと考えております。

なお、この条例施行規則（案）と公文書管理規程（案）の詳細な内容につきましては、次の2ページと3ページに資料をつけさせていただいておりますので、御参照いただければと存じます。

それでは、4ページをお願いいたします。まず、公文書の取り扱いにつきまして、御説明をさせていただきます。4ページは条例施行後に作成・取得した公文書管理の運用のイメージでございます。

上段の1の文書ごとの保存から移管・廃棄の流れにつきましては、まず文書の種別や重要度に応じて保存期間を設定し、点線の枠囲いの部分でございますが、公文書館に移管するのか廃棄するのかの設定もあわせて行った上で保存をしております。保存期間満了時に実施機関において移管か廃棄の選別をした上で、知事、公文書館長に協議し、公文書館長は保存期間を延長するものを除き、移管するものと廃棄するものとを公文書管理委員会に諮問し、委員会の答申を踏まえて最終的に移管・廃棄を行うこととしており、3重のチ

ェックの仕組みを設けておるところでございます。

下段の2の政策単位での公文書の取り扱い例につきましては、政策の立案という出発段階から政策の実施という最終段階までの間に作成をいたしました公文書のうちで、事後の検証に必要なものとして選別した公文書は、保存期間が5年や10年の公文書であっても、最終段階の公文書が移管されるタイミングまで保存期間を延長し、そこで最終的な選別を行い、一連のものとして移管するという取り扱いとしてございます。

5ページをお願いいたします。先ほど御説明させていただきました、4ページの1の流れと同じ条例施行後のフローでございますので、説明は省略させていただきます。フローの下に米印で、令和元年度以前作成・取得の公文書は上記に準じて整理・保存・移管または廃棄というふうにしてございます。

6ページをお願いいたします。施行日前に作成・取得した公文書の具体的な取り扱いでございます。施行日前公文書を整理したもので、まず、左のほうをごらんをいただきたいと思います。

下のほうに永年保存文書、上のほうには有期の保存期間が定められたものを整理してございます。ポイントとなるところを、白抜きのナンバーリングを1から9までしてございまして、順次1から御説明をさせていただきたいと思います。

まず、左の下のほうに白抜きで1とございます。永年保存文書のうち、平成元年度までに作成・取得された30年経過の文書につきましては、保存期間を満了させまして、公文書館への移管を促すこととし、業務に必要な文書を除いて、本年度中に実施機関及び当課で歴史公文書等に該当するかどうかの選別を行います。

次に、1の右側のほうに2とございます。1の選別によりまして歴史公文書等に該当すると判断いたしましたものは、本年度末までに、知事、総務部長協議、公文書管理委員会への諮問を経て、施行日に公文書館に移管して、県民の皆様に御利用していただきますよう準備を進めてまいります。

次に2の下のほうに3とございます。1の選別によりまして歴史資料として重要でないとして判断し廃棄することとしたものは、来年度以降に廃棄する文書の一覧を作成、公表した上で施行日後公文書と同様に、知事、公文書館長、公文書管理委員会の諮問の手続を行うようにしてまいります。

次に、2の上のほうに4とございます。永年保存文書で30年未経過のものと業務に必要な文書につきましては、施行日後も実施機関が保存し、有期の保存期間が定められた文書と同様に扱うことといたします。

次に、有期の保存期間が定められた文書の取り扱いにつきまして、御説明をさせていただきます。

まず、4の右上のほうに5とございます。公文書ファイル管理簿はどのような公文書が

いつの時点で保存期間を満了し、保存期間満了時に公文書館に移管されるのか廃棄されるのかを、県民の皆様が確認することができるものでございます。この公文書ファイル管理簿への記載は、施行日前公文書の膨大な量を考慮いたしまして、条例附則第5項の規定により、実施期間は当分の間、公文書ファイル管理簿に記載しないことができることとされております。

次に、真ん中あたりの中段ぐらいに6とございます。徐々に無理なく公文書ファイル管理簿に記載していく仕組みとして、2つの機会にファイル簿に記載をしていきたいと考えております。1つ目の機会は、本庁各課は作成・取得してから2年から5年を目途に、保管している文書を当該課が管理をいたします集中管理書庫へ引き継いでおります。この引き継ぎのタイミングで公文書ファイル管理簿に記載をするようにすることが1つの機会。2つ目が、保存期間を30年を超えて延長する場合には、当該文書が歴史資料として重要であると考えられますことから、延長時に公文書ファイル管理簿に記載するようにすることが2つ目の機会。この2つの機会を捉えまして、公文書ファイル管理簿への記載を促進してまいりたいと考えております。

次に、保存期間満了という縦軸がございまして、その右の下のほうに7とございます。先ほど御説明しました2つの機会がなかった文書につきましては、公文書ファイル管理簿に記載することなく、保存期間が満了をいたします。満了時に実施機関において歴史公文書等選別マニュアルに基づきまして、当該文書を公文書館へ移管するのか廃棄するのかの選別を行います。その際、公文書館に移管するものにつきましては移管リストを作成し、廃棄するものにつきましては、歴史公文書等に該当するものが廃棄されていないかを、県民の皆様が確認できる機会を確保する観点から、廃棄するファイルの一覧を作成し公表することといたします。その後、施行日後公文書と同様に、知事、公文書館長協議、公文書管理委員会の諮問を経て、移管または廃棄をすることとしております。

次に、右側の下のほうに8とございます。保存期間が5年未満の文書につきましては、文書量が膨大でありかつ資料に記載をしております文書例のとおり、歴史公文書等の該当性が低いものと考えられますため、廃棄するファイルの一覧の作成、公表を行いますのが、保存期間5年以上のものとしていただきたいと思います。と存じております。

次に、真ん中の下のほうに9というナンバーリングがございます。公文書ファイル管理簿に記載されていない施行日前公文書につきましては、高知県情報公開条例に基づき開示請求ができますほか、平成13年度以降に文書情報システムで起案をしております文書の件名を、情報公開システムによりインターネットで検索ができますことから、公文書ファイル管理簿にかえまして取り扱いをさせていただきたいと考えておるところでございます。

また、情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、文書の特定が適切に行われるよう、職員が請求者の方に対して丁寧に助言するなどの対応をしておるところでございます。

す。なお公文書管理委員会からは、この取り扱いにつきまして特に御意見はございませんでした。報告は以上でございます。

◎**今城委員長** ここで河川の情報、10時20分をお伝えいたします。

高知県によりますと、午前9時過ぎに高知市を流れる江ノ口川で、水が道路にあふれ出たのが確認されたということです。県の職員が警戒に当たっております。また、国土交通省によりますと、高知市を流れる紅水川の福井扇橋の観測所で、午前9時20分氾濫危険水位を超えました。土佐市を流れる波介川の波介川観測所でも、9時20分氾濫危険水位を超えたそうです。以上です。

引き続き、質疑を行います。

◎**武石委員** 総務委員会で8月に愛知県の公文書館を視察をさせていただきました。愛知県は御承知のように徳川の時代からの公文書が大変多くありまして。それに対してこの高知県は、聞くとところによると戦災で多くの公文書が焼失をしておるといふふうにも聞きます。愛知県を見たときに、これからつくり上げる高知県の公文書館の意義といいますかね、そういうものをしっかりと考えていかなくちやならんということを感じたことでした。それが1点、感想です。

質問は、その愛知県の公文書館の中を、書庫を見せていただいたときに、ある公文書が目について手にしてみたんですけど、それは県庁職員の採用に関する公文書でした。それを見ると、それほど昔の公文書じゃないんですよ。個人情報なかなか生々しく、面接官が感じたことなんかもうそのまま記載されてましてね。こういうのが閲覧で世に出してしまうと、なかなか個人情報保護の観点から大変やなというふうに思ったんですね。国立公文書館なんかも調べてみると、30年とか50年とか80年とか、その公文書の性格によってルールを決めてますよね。現時点でいいんですけど、まだそこまで煮詰めているかどうかはわからないんですが、高知県の場合、現時点で個人情報保護の考え方とか、何か基本的な考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

◎**徳橋文書情報課長** 今委員がおっしゃったように、国立公文書館のほうでは、その事案によって50年、80年、100年以上という取り扱いをしております。本県もそれに準じた形で取り扱いをさせていただきたい。ただ、やはり時の経過を考慮をして、いつかの時点では公開ということも想定をしておるところでございます。

◎**武石委員** わかりました。いろんなケースが考えられると思うんですね。例えば、息子さんか、あるいは娘さんが、県庁職員だったお父さんのことを知りたいとかいう場合に、開示請求をする場合もあるかもわかりませんよね。これは悪意を持って情報が利用されるということじゃないと思うし、それはそれで意義のあることだと思うんですけど。単なる年限だけじゃなくて、誰がどういった目的で情報公開を求めているのかという観点も、要るんじゃないかなというふうに感じたんですよ。そのあたり、今の考え方はどうですか。

◎徳橋文書情報課長 今回の個人情報の開示請求におきましても、お子さんあるいはお孫さんから請求があった場合には、基本的には確認をさせていただいた上で開示をしてという取り扱いをさせていただいてますので。公文書館に移管されても、そういった考え方で取り扱いはさせていただきたいと思っております。

◎武石委員 はい、わかりました。

◎桑名委員 人的体制についてのイメージを聞きたいんですが。オープンするまでと、そしてまたオープンしてからということになるんですが。オープンしてから通常業務に入ったら、一つの体制ではいけると思うんですが。ちょうどオープンする前のこの今の文書の選定から全ての重なる部分、その事務量というのは相当膨大な量になると思うんですが、そこはどういう人的体制で乗り切っていくのかお聞かせ願えますか。

◎徳橋文書情報課長 今現在、ハード面の整備、それから保存しております公文書の選別ということで、9名のスタッフで対応しております。ただ、今後さらに加速して業務を進めていくという上で、臨時職員を増員をして対応するといったことも考えていきたいと思えますし、やはり開館時にはどうしても大量の公文書进行处理するということが必要になってまいりますので、一定通常ペースになるまでは、少し手厚く体制を組んでやれたらなど考えております。今現行の9名を一定目安に、他県の公文書館の実情も見させていただいて、決めていきたいと思っております。

◎桑名委員 しっかりとした体制を組んでいただきたいのと。もう一つは、館長ですね。館長というのは本当に、この文書をどうするのかという最終決断をしなければならない人でありますし。またときの権力者というのは知事になるわけでございますけれども、県庁の場合は、そこで対等な力というか、それを持つ人がならなければ、またおかしくなると思うんですが。そういった意味において、どういった人を館長にするのかと。名前はそれはまだないでしょうけども、イメージ的なものを考えているところがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

◎中村総務部副部長 先ほどの体制の話とも関連してまいります、体制につきましては他県の状況等も見ながら。あと、私も委員の皆様方と一緒に視察させていただいたんですけど、司書さんとか専門職の配置というのが非常に効果的だなというような印象を持っておりますので、そういうことも踏まえて、県全体の体制を考える中で、年度末に向けて、来年度立ち上げをどうするか、今検討を進めているところでございます。

館長さんの職責につきましては、特段今これだということとはございませんが、今委員がおっしゃったみたいに、他部局の方に対しても廃棄であったり、移管であったり、そういうことも申し上げる立場にもなり得るということでございますので、そういうことも踏まえながらやってまいります。愛知はどうも拝見させていただいた資料によると、館長さんは課長さんが兼務でやってたということでございましたけれど、そういうものよりはもう

少ししっかりした、専任的な立場で対応するといえますか、そういう職を設置すべきかなというようなことも考えながら、今他県の状況を見ながら検討しているというところがございます。

◎土森委員 中村総務部副部長とも一緒に行かさせてもらったんですけど、経験年数が高い職員さんが必要だということを書いてましたし。5年ごととか、例えば2年ごとでかわると、大変なことになるというような話も伺ってましたので、その辺の配慮と。そして電子化のほうですけど、半永久的にいきますよといったものがカビが生えたりとか、愛知県のほうでもなっていましたので、そういう配慮も考えていかなければいけないと思います。また今度公文書管理の国家試験なんかも多分できると思うんですけど、そんなものも含めて検討していったらどうかなと思うんですが。

◎中村総務部副部長 専門職の方が非常に効果的に機能するんだというのも、私も感じまして。司書さんもおっしゃってましたけれど、国立公文書館のアーカイブス研修ですか、1、2、3全部とって勉強していったというようなお話もありました。そういうふうに研修でスキルを身につけるやり方、あるいは比較的長期にわたって配置させていただくことで、OJT的に力をつけていくやり方。あるいは、これはもう検討のレベルではございませんけれど、そもそも文書管理分野というところに詳しい方の御採用等を考えていく、あるいはその際に非常勤の方を柔軟に張っていくとか。いろんなことを今検討しながら、専門性を持って、かつ専門性が身につけられるような配置の仕方を考えているところがございます。

◎徳橋文書情報課長 電子化でございますが、今現在も文書情報システムということで、一定電子化はしておりますけれども、まだ十分ではないということで。本年の3月に、政府のほうで全面電子化ということで方針決定をいたしましたので、本年度から国のほうでも全面電子化に向けて取り組みがスタートしておりますので、その動向を見ながら、本県としてどういった形の電子化が望ましいのか、今後研究検討をしていきたいと思っております。

◎大野委員 関連するんですが、今管理規程のほうなんかも審議会のほうで検討されゆうというところなんですけれども。これ見らしてもらったら、その会計の書類なんかはマックス5年までが保存期限と、例であるんですけども。参考までに、今のところは、会計書類が5年の保存期限というのは、マックスということでよろしいですかね。

◎徳橋文書情報課長 特別な事情がない限りは、ほぼ全て会計書類は5年の保存期間ということで。5年保存が終わりましたら、6年目に廃棄をしているということにしております。

◎大野委員 それで電子決裁なんかもこれから多分入ってくるんですかね。今の段階ではまだ入ってないですね。そのイメージを、少し教えていただきたいです。どんな感じに

なります、その5年で電子決裁とかがあって、会計書類なんていうのはどういう感じの保存になるんでしょうかね。

◎徳橋文書情報課長 会計のほうにつきましては、財務会計システムという別システムで運用してございます。基本的にはシステムで打ち込んで、紙を打ち出して、紙を原本として保存をしておるということで。会計証拠書類ですので、システムの中にいるのがどうかという部分もございますので、紙に打ち出してそれを保存をしておるという状況で。それも5年保存したら、6年目には廃棄をします。一方私どもの文書情報システムでは、今、決裁になった後、保管という作業をしておりますけれども、今委員がおっしゃられました電子決裁は、一度過去に導入した経緯がございますけれども、決裁は紙ベースで、紙を打ち出して印鑑を押すという従来型の決裁でございます。その部分を電子に移行することで、定型的な業務であれば、電子決裁が非常になじむのではないかと、効率的ではないかと思っておりますけれども、重要な案件につきましては、なかなか電子決裁で決裁をするというのは、実務をする上でどうかなという疑問もございますので、そのあたりをどうふうと考えていくかというのが、一番大きなテーマになってこようかと思っております。

◎大野委員 参考までに、その管理規程の中では金額の大小かかわらず、もう5年間ということで、これからもそうということによろしいですかね。

◎徳橋文書情報課長 はい。そういうことでございます。

◎今城委員長 質疑を終わります。

〈財政課〉

◎今城委員長 次に、今後の財政収支の見通しについて、及び平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の状況について、財政課の説明を求めます。

◎神田財政課長 今後の財政収支の見通し及び平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の状況につきまして、御報告を申し上げます。まず、今後の財政収支の見通しについて御説明をいたします。総務部報告事項、財政課のインデックスのついております資料の1ページ目をお開きください。

財政運営におきましては、中長期的な収支の動向を常に念頭に置くことが重要であるという観点から、毎年中期的な財政収支の見通しを作成し9月議会で報告させていただいているものでございます。本年度も昨年度の本県の決算状況や、国の経済財政に関する試算なども踏まえまして、令和7年度までの財政収支の見通しを作成いたしましたので、その概要を御説明させていただきます。

下段の中長期推計のポイントの1にございますとおり、今回の推計では南海トラフ地震対策や、大規模事業などに必要な経費を見込んでもなお財政調整的基金の残高を確保しているところです。

上段の左側のグラフにございますように、昨年と比べると財源不足額が拡大をし

ておりますが、これは県税等の見込みについて、毎年、国の示す名目経済成長率を乗じて算出しているところでございますが、この成長率が昨年の推計値と比較して低下したことなどによるものでございます。

一方で財政調整的基金残高については、平成30年度予算の執行段階での精査により、基金の取り崩しを一部取りやめたことなどの結果、足元の残高は確保されたことや、今後の大規模事業などに必要な経費を見込みつつ、投資的経費の事業量を勘案し、一定の平準化を図ることで安定的な財政運営を行っていく上では、一定の見通しを立てることができたと考えております。

ポイントの2つ目といたしまして、臨時財政対策債を除く県債残高は、上段右側のグラフにございますように、平成30年7月豪雨の対応や、国の3カ年緊急対策の活用等により一時的に増加をしておりますが、地方交付税措置率の高い国の緊急対策分を除くと、今後南海トラフ地震対策を含む喫緊の課題に対応するために必要となる投資事業を実施しても、中期的には近年の水準を維持できる見通しを立てることができたと考えております。

他方でポイントの3にございますように、本県は歳入に占める地方交付税などの割合が高いことから、財政運営が国の動向に大きく左右されます。したがって今後も、国の動向をしっかりと注視し、引き続き国に対して積極的な提案を行いつつ、施策の有効性や効率性を高めるため、事務事業のスクラップアンドビルドを徹底するなど、気を緩めることなく安定的な財政運営に努めていく必要があると考えているところでございます。

2ページ目以降に前提条件など、今回の試算の概要の資料をおつけをしております。細かな説明は省略をさせていただきます。

6ページ以降の参考資料について、御説明をさせていただきます。

6ページは、今回の推計における南海トラフ地震対策に係る経費の概要について、まとめたものでございます。第4期行動計画をベースに所要額を網羅的に積み上げ、令和7年度までの7年間で、2,109億円の事業費を推計に反映させたところでございます。事業費は昨年度の推計とほぼ同額でございますが、事業内容が命を守る対策といったハード支援から、命をつなぐ生活を立ち上げる対策といったソフト支援にシフトしていることなどによりまして、中長期的には低減傾向ということでございます。

次に、7ページをお願いいたします。社会保障と税の一体改革の反映状況についてまとめたものでございます。下段の2の推計の概要にございますように、歳入では地方消費税率の引き上げなどにより、平成25年度と比較しまして令和元年度から7年度までの7年間で518億円の増を見込む一方で、歳出につきましては、社会保障関係費は7年間で663億円の増を見込んでおります。このように高齢化の進展や社会保障の充実などによりまして、社会保障関係経費は増加をする見込みでございますけれども、地方消費税率の引き上げなどによる歳入増加をもって一定賄われるものと考えております。

次の8ページには、今回の試算で見込みました大規模事業の一覧表をつけさせていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

以上で今後の財政収支の見通しの説明を終わらせていただきます。

続きまして、9ページから健全化判断比率等の状況でございます。

平成30年度決算に基づき、各指標を算定いたしました結果、いずれの指標についても早期健全化基準を下回るなどの結果となっております。

まず、①の実質赤字比率でございますが、こちら一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございますが、一般会計等がおよそ13億円の黒字だったことから該当なしとなっております。

②の連結実質赤字比率は、一般会計等に公営企業会計を加えました全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございますが、一般会計等の黒字に加えて、公営企業会計がおよそ96億円の資金剰余があったことから、こちらも該当なしとなっております。

③の実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める比率、割合を示す比率でございますが、10.5%となっております。平成30年度は地方債の元利償還金等が増加したことや、標準財政規模が減少したことなどにより、前年度から0.2ポイント増加をいたしました。

次に、10ページをお願いいたします。

④の将来負担比率でございます。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合でございますが、平成30年度は177.8%となりまして、地方債残高の増加などによりまして、前年度から6.8ポイント増加をいたしました。

その下の資金不足比率につきましては、資金不足を生じた公営企業はなかったことから、該当なしとなっております。

以上で、財政課の報告を終わらせていただきます。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎武石委員 中長期推計のポイント、1ページで御説明いただいた3番の最後、事務事業のスクラップアンドビルドを徹底する必要があるとあります。それはそうだろうと思うんですけどね。でも、今までも、かなり無駄なといいますか、効果の薄い事業はやってないはずなんで。それでさらにそのスクラップをするというところ、その考え方というかね。それはどういう考え方に基づいて、スクラップをしていきますか。

◎神田財政課長 例えば新規事業、新たに事業を始めたものについて、おおむね5年ぐらいがたったものについては、すべからく実際の効果がどのような状態になってるか。これまでも当然ずっと行われてきた事業については、効果がないのはどんどんスクラップをしてきたわけですけれども、新しい事業についてはしばらく効果が出ないようなものもある

りますので、そういったものが5年ぐらいたったときにどうかというのは一通り検証しております。また、ほかの例で申しますと補助率ですね。効果を高めるために、高い補助率で一気に進めますといった形で進めているようなものについては、その効果の出具合ですね、事業の進捗だとか、そういったものを見ながら場合によっては引き下げるとか、市町村の負担を求めていくとか、そういったような見直しも行っていますので。そういったものが今後も、やはりまだまだやる余地があるのかなと考えています。

◎武石委員 我々も予算審議とか事業の状況について、予算決算を県議会でもチェックもさせていただいてるわけなんですけれど。今財政課長がおっしゃった、具体的にどういう事例なのか、少しその辺聞かせてもらいたいですね。5年たっても事業効果がとか、新しい事業に乗りかえるとか。ちょっと具体的に挙げてよ。何部のどんな事業か。そうじゃないと、イメージとしてつかめない。決してね、スクラップするのが悪いと言ってるんじゃないですよ。どういう考え方でスクラップしていくのか、そこのところをね、ちょっと確認をさせてもらいたい。

◎神田財政課長 これまでの主な見直しの内容は、昨年度のものですけれども、県の沿岸漁業改善資金貸付金事業を廃止をしました。これは民間金融機関による貸し付けに移行して、県は利子補給による支援にとどめるという形に見直しをしたもの。それから観光みらい会議と、あと土佐の観光創生塾の一本化を図って、効率的な実施を図っているもの。あと細かいですけれども、子育て情報に関してパンフレットによる情報発信を、SNSを活用した効果的な広報に変更したものなどということになってございます。

◎武石委員 はい。大体わかりました。

◎米田委員 7ページの一体改革の反映の歳出の場合は、国の内閣府推計値をそのまま当てはめたのかということと、この自然増の何がどれくらいとかいう中身について、基本はこういう事業ですというのはないのか。

◎神田財政課長 今回の推計の手法でございすけれども、厚生労働省が出している社会保障関係経費の伸びを、そのまま県の今の費用にかけて算出をしたというものでございす。本当の具体的に各事業の予算をどうするかについては、当然個別の事業の積み上げとか、必要性を毎年毎年やっていくことになるだろうとは思いますが。そういう意味では、そういう具体的なところは今回の推計では考慮してない状況にございす。

◎米田委員 議会の論戦でもいろいろあって、新しい社会保障制度、福祉制度の充実とかいうことは、この中には全然入ってないという理解でいいですよ。

◎神田財政課長 厚労省の推計が、どういう出し方をしたのかというのが、はっきりわからない部分もあって。そこの中にもしかしたら入っているということであれば、一定は織り込まれてるということになるかもしれないですが。我々として具体的に考慮したということはないです。

◎米田委員 この数字の示すもの。歳入518億で、歳出663億でということ、歳出がオーバーするわけよね。オーバーするというか、目的的に言えばね。これは何を意味するのかというのと、県の財政運営上、この表を見て何をどう生かそうとしてるんですかね。

◎神田財政課長 やはり歳入が当然一定ふえるという以上に、歳出が、これは先ほども申し上げましたとおり、国のあくまで伸び率をそのままかけているだけです。本当にそのとおりふえるかどうかというのは、当然我々としてはわからないということではあるんですけども。やはりふえる見込みとされているということは一定、今後の財政運営には一つの歳出増要因になってくる可能性がありますので、それを見込んで、ふだんから節約には努めていくと。そういった形で留意をして財政運営をするという必要があるものだと思っております。

◎米田委員 はい、わかりました。

◎今城委員長 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎今城委員長 次に、平成30年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等の状況について、市町村振興課の説明を求めます。

◎梅森市町村振興課長 平成30年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の速報値につきまして御報告いたします。

総務委員会資料報告事項の赤いインデックス、市町村振興課の資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の概要でございますが、健全化判断比率の4つの指標につきまして、早期健全化基準以上となっている団体は、昨年度と同様、該当がございません。また、県内市町村が経営する公営企業の会計で、経営健全化基準以上の資金不足比率となっている会計は、一番下に記載をしておりますが、こちらも昨年度と同様高知市の国民宿舎運営事業特別会計の1会計のみとなっております。

個別の指標についてでございますが、2の実質赤字比率は、1団体宿毛市で実質赤字比率が0.00%となっております。これは一般会計には赤字は発生しておらない一方、給食事業に係る特別会計で赤字となり、全体合計で実質赤字が生じたためでございます。なお市町村全体の実質収支は、約53億円の黒字となっております。

また3の連結実質赤字比率につきましては昨年度に引き続き、連結実質収支が赤字の団体はございません。県内市町村全体の連結実質収支は、約288億円の黒字となっております。

次に4の実質公債費比率でございます。県内市町村の実質公債費比率の平均は10.6%で、昨年度より0.1ポイントの改善となっております。この要因としましては、繰上償還や交付税措置率の低い地方債の発行抑制を行ってきたこと。借入金利が低下したことなどにより、実質的な公債費が減少してきたことによるもので、近年一貫して改善傾向にござい

ます。ただ個別の団体で見ますと、比率が上昇している市町村もございます。実質公債費比率が18%以上である団体は、地方債の発行に当たって県知事の許可が必要となりますが、昨年度に引き続き土佐清水市が許可団体となっております。要因としましては、過年度に実施をしました大型事業に伴う起債の元利償還が本格化していることや、人口減少や交付税の歳出特別枠の縮減などにより、分母となる標準財政規模が減少したことなどが考えられます。今後も当面は実質公債費比率が高目の状況が続くものと見込まれますので、当課としましては、土佐清水市の財政分析や財政健全化に向けた取り組みの検討に当たり、具体的な助言を行い、できる限り早く許可団体の状態から脱却できるように支援してまいりたいと考えております。

続きまして、5の将来負担比率でございます。県内市町村の将来負担比率の平均は47.9%で、昨年度より0.5ポイント改善しております。この要因といたしましては、公営企業なども含めた地方債の償還にかかる負担見込み額が若干の増にとどまっていることや、職員の新陳代謝に伴う退職手当の負担見込み額が減となっていることによるものと考えられます。

次に、6の資金不足比率でございます。県内市町村の会計のうち、資金不足が生じているのは高知市の国民宿舎運営事業特別会計と、産業立地推進事業特別会計の2会計です。このうち国民宿舎運営事業特別会計の資金不足比率は31.9%となっており、経営健全化基準であります20%を超えております。国民宿舎の資金不足比率が経営健全化基準以上となっておりますのは、平成7年度にリニューアルオープンに伴う施設整備の起債償還額が多額であることが主な要因となっておりますが、平成22年度から10年間にわたり起債の元金相当額を一般会計から繰り入れることとしておりまして、これにより今年度も比率が117.1ポイント改善し、令和元年度決算では経営健全化基準を下回る基準にまで改善する見通しとなっております。

次の2ページは、参考までに市町村ごとの健全化判断比率の一覧を掲載をしております。

先ほども御説明しましたとおり、各市町村の健全化判断比率は全体的に改善しており、財政は総じて健全化に向かっていると考えられます。しかしながら、県内市町村は依然として交付税への依存度も高く、脆弱な財政構造となっている団体も多い状況にありますので、県としましては今後も各市町村が南海トラフ地震対策や地方創生などのさまざまな地域課題に的確に対応しつつも、健全な財政運営を行っていくことができるよう、引き続き市町村に対して助言等行ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎三石委員 実質公債費比率の許可団体の市町村は土佐清水市ということで説明がありま

したけれども。どういう状況か、もう少し詳しく今後の見通しなんかも含めて、教えていただきたらと思います。

◎梅森市町村振興課長 土佐清水市におきましては、消防庁舎の建設事業でありますとか、清水中学校の建設事業など大きな建設物の事業がございまして、そうした元利償還金が今本格化しているところございまして。今後もまだ少しそうした関連する事業などもございまして、当面の間は18%を超えていく状況ではございますが、事業の中身の精査でありますとか、事業規模、着手する時期とかといった部分につきまして、状況などを確認しながら助言などを行っていきたいと考えております。

◎三石委員 確認しながら助言などを行うと言われたけれども、具体的に、どういう助言になっていくんかね。

◎梅森市町村振興課長 一定、有利な起債の発行でありましたりとか、財政状況なども聞き取りをする機会も複数ございますので、そうしたことにつきましては個別に土佐清水市の財政担当者とも綿密に連携をしながらいろいろ聞き取りをして、できる限りそういう形の方で進めていきたいと考えております。

◎大野委員 きのうでしたか、県民の会の上田議員のほうからも質問があったと思うんですけども。今、過疎債のことについて市町村が協議なんかしゅうみたいですが、一つ要望ということで言えば、合併の特例債がもう終わってくると思うんで、これから過疎債なんかが必要というか、やはり制度として継続していただきたいというのが一つ。ソフト事業というので過疎債も使えるようになって、すごく市町村は助かってる面もあるんで、そのソフト事業の継続をお願いしたいのと、その過疎債の範囲見直しも、その市町村との協議の中で、県議からの要望もあったということで議論もお願いしておきたいと思います。

◎桑名委員 実質公債費比率で須崎市が17.3ということで、ちょっと危険な数に入ってるんですけどね。今後の見通しというんですかね、何か今度新しい事業とかやったら18に行くようなぐらいの危険な状態なんですか。

◎梅森市町村振興課長 現状のところ、今の事業を計画的に進めていったとしてですが、状況によりましては超える可能性も実はあったところありますけれども、元利償還金の償還が終わったものが一部ございまして、17%台という形になっております。今後も注視をしていく必要はございますが、土佐清水市と同様、細やかな助言などを行っていきたいと考えております。

◎今城委員長 質疑を終わります。

〈情報政策課〉

◎今城委員長 次に、高知県行政サービスデジタル化推進計画（案）について、情報政策課の説明を求めます。

◎山下情報政策課長 本年度、計画策定に向けて取り組んでおります、高知県行政サービ

スデジタル化推進計画に関しまして、9月24日、第3回推進会議を開催いたし、計画の概要案について協議いたしましたので、その内容について御報告させていただきます。

表紙に総務委員会資料、報告事項とある資料の赤いインデックス、情報政策課の1ページのほうをごらんください。

まず、資料左側の基本方針について、御説明をさせていただきます。

世界的にデジタル化が急速に進行している中、日本でもSociety5.0の実現を目指しまして、社会全体のデジタル化に取り組んでいるところでございます。デジタル技術は高知県など地方、特に中山間地域においてこそ必要であり、積極的に活用することで地域地域で若者が安心して暮らし続けられる地方をつくり出していくことが重要であり、県と市町村が一体となって、あらゆる行政サービスのデジタル化の推進に取り組み、1行政事務の効率化、2県民サービスの向上を図るとともに、3デジタル技術を通じた課題解決と産業振興につなげ、社会全体のデジタル化を促進することが目的としまして、この計画を策定することとしております。

この3本柱となる基本方針と、それぞれの目指す効果につきましては、資料左側下段の表にまとめております。

続きまして資料右側の2行政サービスのデジタル化の進め方と具体的な取り組みについて、こちらにつきましては後ほど2ページのほうで御説明をさせていただきます。

3計画期間につきましては、4年間としているところでございます。

2ページのほうをお願いいたします。4具体的な取り組みの工程について、御説明をさせていただきます。デジタル化の推進に向けまして、これまでの全庁調査やヒアリングなどの結果をもとに、全体のスケジュール案として取りまとめたところでございます。この表では1ページの具体的な取り組みの各方針ごとに、主な取り組みとスケジュールなどを記載しているところでございます。

まず、あらゆる行政サービスのデジタル化、システム化に向けた取り組みについて御説明をさせていただきます。AIにつきましては、まず、庁内向けにAI-FAQを導入して、県庁ネットワークのヘルプデスク業務から運用を開始したいというふうに考えております。AI-FAQというのは、質問を文章やキーワードでパソコンから入力すると、それに対してシステムが答えを返すもので、定型的な質問についてはシステムが自動で応答することになりますので、従来の電話対応の件数の削減による省力化などの効果が期待されているところでございます。

また、AIを活用してデータ分析や予測などを行うシステムも、庁内から要望が上がっておりますので、導入に向け取り組んでいきたいというふうに考えております。

続いて、RPAでございます。今年度、4業務で試行しております、その効果を検証した上、来年度から順次拡大していくとともに、職員向けの研修を行いまして、比較的簡

単な業務につきましては、職員自身の手で自動化に取り組むことのできる環境を整備していきます。

こういったAIやRPAなどの業務効率化などの取り組みについては、他県の事例を参考に本県でも導入可能な業務については、積極的に導入していきたいと考えております。

次に、行政手続のオンライン化についてでございます。

県民サービスの向上を図るため、許認可など行政手続をオンラインで申請できる環境を構築していきます。来年度は電子申請システムを導入し、アンケートやセミナーへの参加申し込みのように、押印や添付書類なしの手続から取り組みを開始し、押印などの必要がある手続に関しましては、国の検討状況等を勘案しながら、順次オンライン化に取り組んでいきたいと考えております。

次の、県民向けAI-FAQにつきましては、庁内向けのAI-FAQと同様のシステムを構築し、令和3年度の運用開始に向け取り組んでいきます。

そのほかにもweb会議システム、モバイルワーク、グループウェアなども導入していきたいと考えておまして、例えばweb会議システムは、県だけではなく市町村とも共同で利用できるような環境を整備していきたいというふうに考えております。

次に、システムの統合、連携でございます。先ほど御説明いたしましたAI-FAQやRPA、電子申請など、庁内で共通利用するシステムの基盤については、情報政策課のほうで統合、一括して導入して運用しようとするものでございます。

また、庁内の各種システムと連携し、電子申請や、県民一人一人に行政手続やイベントなどを通知する、プッシュ型通知の連携機能を持つ、高知県版ポータルサイトの構築についても検討していきたいと考えております。

次に、データのオープン化につきまして、文化財、観光施設の一覧など、国が公開を推奨している推奨データセット、こちらから公開していくとともに、オープンデータ専用のカタログサイトの構築に取り組みまして、県と市町村のデータをあわせて掲載するなど、利用者の利便性向上に向け取り組んでいきます。

これらの取り組みとあわせまして、オンラインで申請したことが窓口でも確認しながら対応ができるよう、オンラインとオフラインの連携や、システム間の情報連携につきましても、セキュリティー対策、特に個人情報の取り扱いに十分留意しながら取り組んでまいります。

また、自治体クラウドの推進や、マイナンバーカードの活用の検討について、市町村と連携して取り組むとともに、高知デジタルフロンティアプロジェクトなどとも連携調整しながら、デジタル技術を通じた課題解決と産業振興につなげていきたいと考えているところでございます。

最後に、5今後の進め方でございます。

まず、計画概要などについて市町村説明を行いまして、デジタル化を通じた事務の効率化の取り組みなどについて情報提供するとともに、手続のオンライン化やデータのオープン化などにつきましては、市町村と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

また、11月には第4回のデジタル化推進会議を予定しておりまして、予算査定などの手続を経て、3月に開催予定の第5回推進会議で行政サービスデジタル化推進計画を策定したいと考えております。

行政サービスデジタル化推進計画の概要説明については以上でございます。

◎**今城委員長** 質疑を行います。

◎**武石委員** これは、進むべき方向であることは間違いないと思うんで、スムーズに広範囲に進めてもらいたいと思うんですけどね。それでRPAは今、4課でやってるということで。来年度に向けて、これから予算編成もしていく中で、どういうふうにRPAを進めていくか。手上げ方式というか、全庁的に募集をするという形になるんじゃないですか。

◎**山下情報政策課長** 現在、これまでに行った調査の中で、RPAに関しては18業務、各課のほうから出してきていただいたところです。その中から効果の高いものをまず4業務ピックアップして、今年度、試行という形でやらせていただいております。残った業務につきまして、順番に取り組んでいきたいと思っております。それから先ほど説明の中で申し上げましたが、他県で取り組んでいる事例ですね、こういった業務でやっているなどの情報がいろんな報道等で流れてきておりますので、今後そういったもので、高知県でも取り組みが可能と見込まれる業務につきましては、各課のほうに投げかけるようなこともやっけていきながら、これは取り入れることができないかなどの提案をしながら、取り組んでいきたいと考えております。

◎**武石委員** ぜひそうやってもらいたいと思うんです。懸念してたのは、こういったものをRPA化するののかと県の組織に投げかけたときに、すぐに思いつくのは、単純作業をRPAに乗りかえられないかということになってくると思うんですよね。他県の事例なんかもそうだと思うんですけど。実際RPAの事業者なんかに聞くと、そう単純なものでもない部分もあるらしくてですよ、例えば高知県庁の旅費システムなんかは、そのシステムが動いてるから、じゃあRPAの入る余地はないのかといえ、そうではないとか。民間の病院なんかでも聞いてみたんですけど、電子カルテでやってるんで、余りRPAが入る余地はないんじゃないか、残ってる部分はもう人が判断せざるを得んから残ってるんだみたいなところがあって、なかなかそのRPAを進めていく難しさというのを感じたんですけど。その例から県庁を見ますと、県庁の各課も単に単純作業をRPAに置きかえるということだけじゃなくて、もうちょっと深い知識というか、そういったものが要ると思うんですよね。そこのところを情報政策課が、きちっと啓蒙できていくのかということと、市町村へ行くと、なおさらまたそういう温度差もあると思うんで、そのあたりが難しいん

じゃないかと思うんですけど。そのあたりの課長の御所見をお聞きしたいと思うんですが。

◎山下情報政策課長 先ほど武石委員が言われました、例えば旅費システム、県の調査の中でもシステム更新について出てきておりました、その中で一部にRPAを取り入れたいとのお話も実際聞いているところがございます。繰り返しになってしまう部分もあるかもしれませんが、他県の事例とか、それからRPA、単純な業務の部分からAIと組み合わせ、複雑な業務まで処理していくという部分も、将来的には可能となってくるかと思えますので、そういった部分について新しい情報とかも、広く、庁内にも広めながら取り組んでいきたいと思っております。委員の皆さんはRPAのYouTubeの動画を見ていただいて、御理解いただいているかとも思うんですが、なかなかまだ職員みんながRPAはこういうものだという理解は、難しいかと思えますので、そういったものについて改めて、情報政策課のほうでも周知するとか、そういったことにも取り組んでいきたいと思っております。

それから、市町村の方々についても同様に思っております。先日、全国の情報管理の主管課長会を通じて、市町村でのRPAの導入について調査がございました。その中で検討したことがある、検討中であると答えたところが、まだ3市町村しかなかったもので、RPAがどういったものかから始めて、こういう業務に使えますよとか、そういったことについて広めていきたいと。AIであるとかそういったものについても、こういった取り組みが考えられるんじゃないか、他県の市町村の取り組みとか、そういったものも御紹介させていただければとは思っております。

◎君塚総務部長 補足させていただきます。今、武石委員から言われるとおり、本県、旅費とか時間外勤務をシステム化しております。これは他県よりも早くシステム化していて、他県の事例なんか見ると、そういう時間外勤務のところはRPAを入れたとあるんですが、うちはもうそこは一步進んで、システムまで大規模に組んでしまっているんで、やる余地はないだろうと。そうしたときに、やはりシステム化しているものにつなぐ作業をRPAで自動化できないかという見方が一つあって、今課長からもAIなんかも活用して話があったんですけど、今の先進事例なんかであるのは、AI搭載のOCR、文書読み取り機ですね、こういうのを使うと、例えば各部局とか担当課が手書き、あるいはもらってきた文書なんかを、今までそういうシステムに入力しないといけなかったというのがあるんですが、これをAIのOCRを使って、読み込んでシステムにつなげるようにすると、多分劇的に労働時間が減らせると思えますので、こういう新しい知見なんかも、研究していきたいなと思っております。

◎武石委員 はい、わかりました。あと1点ですけど、課長の御説明にあったのは市町村への啓蒙活動なんですけど、これ確かに温度差があると思うんですね。そして、こういっ

たことがわかってる職員がいたとしても、じゃあその職員の上司とか、もっと言うと市町村長がそれをかちっと理解できるのかという、また難しさもあると思うんですね。それはL G W A Nの導入のときにも、そういったことが多発したような記憶があるんですが。そういった意味で、単なる担当者を集めて説明をするということだけじゃなくて、市町村に対しては、できれば市町村長なんかにもいろいろと、啓蒙活動をすることも必要じゃないかなと思うんです。もちろん市町村議会ですよ、こういったところにも必要なんじゃないかと思いますので。これは私の意見として言わせていただいて、特に答弁は求めませんが、以上です。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で総務部を終わります。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

(昼食のため休憩 11時43分～13時00分)

◎今城委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《会計管理局》

◎今城委員長 会計管理局について行います。

初めに議案について、会計管理局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので御了承願います。

◎中村会計管理者兼会計管理局長 会計管理局では総務事務センターで議案が2件ございます。1件目の第3号議案地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案につきましては、先に総務部が説明をいたしましたので、会計管理局からの説明は省略させていただきます。

次の第12号議案県有財産（教学機器）の取得に関する議案につきましては、物品購入の予定価格が7,000万円以上のものにつきまして、財産条例第2条第1項の規定により、県議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

〈総務事務センター〉

◎今城委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

総務事務センターの説明を求めます。

なお、高等学校課の竹崎課長も同席しております。

◎岡村総務事務センター課長 それでは県有財産の取得に関する議案につきまして、御説

明させていただきます。

資料ナンバー③議案条例その他の、34ページをお願いいたします。

第12号議案といたしまして、県有財産（教学機器）の取得に関する議案を提出しております。取得する教学機器は、授業用パーソナルコンピューター一式、14組でございます。

内容につきましては、議案説明書のほうを使って説明させていただきます。恐れ入りますが、資料ナンバー④議案説明書（条例その他）の4ページをお開きください。

4ページ中段です。この議案は、高知県立高知東高等学校ほか13校に設置いたします、教学機器としての授業用パーソナルコンピューター一式を取得するもので、14校分を合わせまして1億3,640万円で高知市比島町二丁目4番33号の四国通建株式会社高知支店から購入しようとするものでございます。この金額には497台のパソコンのほか、サーバーやタブレット、プリンターなど、224台の周辺機器も含まれております。

今回の財産の取得につきましては、一般競争入札により5月17日に公告を行いまして、7月29日に入札を実施し、8月14日に仮契約を締結しております。このことにつきまして、高知県財産条例第2条第1項の規定により、県議会の議決をお願いするものでございます。

議案についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

◎今城委員長 質疑を行います。

（なし）

◎今城委員長 質疑質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎今城委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは議案について、教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎伊藤教育長 それでは、まず議案の説明をさせていただきます。

9月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、条例議案4件でございます。このうち、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例議案につきましては、先に総務部行政管理課が説明したものと同一ですので省略をさせていただきます。

それでは資料ナンバー4、令和元年9月高知県議会定例会議案説明書条例その他の3ページをお開きください。

上段にございます高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案及び下段にござ

います、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案でございます。これらの条例は、建築基準法の改正によりまして、耐火建築物に関する規定が一部緩和されましたが、保育所等の用に供する建築物については、子供の安全を確保する必要から、これまでと同様の基準を維持していくために改正を行うとしますのでございます。詳細につきましては、後ほど幼保支援課長から説明をさせていただきます。

次に報告事項につきまして、2件ございます。

まず、平成31年度全国学力・学習状況調査の結果についてでございます。

本年度4月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果が7月31日に公表されたことから、その内容につきまして小中学校課長から御説明をさせていただきます。

次に、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存活用に係る検討状況についてでございます。本年度検討しております、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存と活用につきましては、7月23日に第2回検討委員会を開催いたしましたので、その概要につきまして文化財課長から説明をさせていただきます。

最後に、本年度の主な審議会につきまして開催状況を御説明させていただきます。

審議会等と記載があります、インデックスがつきました資料をお願いいたします。

高知県産業教育審議会、高知県社会教育委員会、そして高知県立図書館協議会、高知県文化財保護審議会を7月に、高知県いじめ問題調査委員会を7月、8月及び9月にそれぞれ開催いたしております。

各審議会の審議項目等につきましては資料のとおりでございます。今後も審議の経過や、結果につきましては適宜御報告をさせていただきます。

私からの総括説明は以上でございます。

〈幼保支援課〉

◎今城委員長 続いて所管課の説明を求めます。幼保支援課の説明を求めます。

◎戸田幼保支援課長 それでは教育委員会の議案説明資料の赤のインデックス、幼保支援課のところをお開きください。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案と、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案について関連しますので、あわせて御説明させていただきます。

今回の条例改正理由は、ことし6月25日に施行されました建築基準法の改正によりまして、火災時の建物からの避難時間に着目して、耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から、3階建てで延べ面積が200平方メートル未満のものが除かれることとなりました。それがこの資料の真ん中の、建築基準法改正後の表の、3階建てで延べ面積200平方メートル未満のその横の規制なしというところの部分になります。

幼保連携型認定こども園や保育所につきましては、この部分を建築基準法のみで耐火建築物であることを規定をしておりましたため、規制がない状態となっておりまして、しかしながら、幼保連携型認定こども園や保育所の用に供する建築物につきましては、火災時の避難に通常よりも時間を要すると考えられる、小学校就学前の子供が利用する施設であり、子供の安全を確保する必要がありますことから、これまでと同様の基準を維持するため、それぞれの施設に係る基準を定める国の基準、省令が改正されました。この国の基準は都道府県が従うべき基準であり、この基準を本県の幼保連携型認定こども園と、児童福祉施設であります保育所に適用するためには、県条例で規定する必要があります。そのため今回の条例改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容としましては、2に記載のとおり、幼保連携型認定こども園及び保育所については3階建てで、延べ面積200平方メートル未満の建築物の3階に乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室などを設ける場合は、耐火建築物とすることを追加するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

◎今城委員長 それでは質疑を行います。

◎三石委員 この幼保連携型認定こども園というのは、どのくらいあるんですか。

◎戸田幼保支援課長 現在県内に15園ございます。

◎三石委員 高知市が主に中心ですか。

◎戸田幼保支援課長 高知市が主です。

◎三石委員 どのぐらいの率で分かれてるのか。

◎戸田幼保支援課長 高知市に5園。残り10園が高知市以外の市町村になります。

◎三石委員 残りの市町村わかるなら教えてください。

◎戸田幼保支援課長 南国市が2園、奈半利町が1園、安田町が1園、梶原町が1園、津野町が2園、四万十町が1園、いの町が2園となっております。

◎三石委員 はい、わかりました。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

◎今城委員長 続いて、教育委員会から2件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにします。

〈小中学校課〉

◎今城委員長 まず、平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について、小中学校課の説明を求めます。

◎黒瀬小中学校課長 赤色のインデックス、小中学校課と書かれました資料を御準備ください。

本年4月18日に実施いたしました、全国学力・学習状況調査結果について報告をいたします。

本年度は悉皆調査としては10回目、抽出調査を合わせますと12回目の調査となり、初めて中学校英語の調査も行われました。

資料の1ページをごらんください。

(4)に、本年度の調査に参加しました学校数と、これに回答した児童生徒数を示しております。参加学校数は小学校188校、中学校104校、義務教育学校2校、特別支援学校5校の計299校となっております。

2ページをごらんください。ここには平成19年度からの、小学校、中学校それぞれの結果について、全国平均正答率との差の経年変化をあらわしております。平成19年度から30年度まで結果を線をつないでおりましたが、本年度はA問題とB問題を一体的に問う調査となりましたので、点線を入れて区別をして、プロットを置く形で示しております。調査問題の構成が異なるものの、本県の児童生徒の学力状況は、調査が始まった平成19年度からの経年で見ると、全体としては改善傾向にあると考えております。

上段の小学校を見ますと、国語、算数ともに全国平均正答率を超えており、全体として全国レベルの学力が身につけていると言えます。また算数は引き続き全国上位に位置しております。

下段の中学校を見ますと、特に数学はここ数年順調に伸びを見せており、全国平均まであと一步という状況です。初めて実施された英語は、全国平均正答率との差がマイナス3.6となっております。

3ページ、4ページをごらんください。

ここでは、各教科の平均正答率や全国平均正答率との差を載せております。文部科学省では、一昨年度より正答率を整数値であらわしたものを結果として公表しております。高知県としましては、教育委員会の施策や学校の取り組みの検証をする意味で経年比較をすることが必要と考えており、本年度もこれまでと同様に小数第1位まで公表いたしました。したがってこの資料では、各教科の結果を小数第1位まであらわしております。

例えば、3ページ最上段の左側、本年度の小学校国語では、高知県の正答率は64.0%、全国平均は63.8%、高知県は0.2ポイント上回っております。また、右側の算数では、全国平均正答率を1.7ポイント上回りました。

4ページをごらんください。

最上段の左側、中学校の国語では、高知県の正答率は70.8%、全国平均は72.8%で、高知県はマイナス2.0ポイントとなっております。また右側の数学では、全国平均正答率との差を1.7ポイントまで縮めることができました。最下段に載せています英語につきましては、全国平均正答率との差がマイナス3.6ポイントという厳しい結果です。

5 ページをごらんください。

上段の左側は小学校の国語、右側は算数の正答数の度数分布グラフを示しております。折れ線が全国平均を、柱状グラフが高知県をあらわしております。国語、算数ともに折れ線グラフと柱状グラフがほぼ同じ形状を示し、全国レベルの学力の定着状況であることがわかります。

続きまして6 ページ、7 ページには、小学校国語の設問別集計結果と、成果や課題が見られる調査問題の概要を載せております。7 ページの上段の、成果が見られる調査問題をごらんください。今回、全14問中に記述式の問題が3問ありましたが、この3問全てで全国平均正答率を上回る結果となりました。これらは目的や意図に応じて、理由や根拠を明確にして自分の考えをまとめる趣旨の問題です。これまで本県の小学校国語の課題の一つとされてきた内容でしたが、各学校が書く活動など課題解決を意識した事業改善を進めてきたことで、成果があらわれてきたものと考えております。

8 ページをごらんください。

小学校算数の問題別調査結果を載せております。上段の全体の表にあります学習指導要領の領域等では、全ての項目において全国平均正答率を上回る結果となりました。特に下段の表である、問題別集計結果の表の中ほどにあります、従来の区分でいう知識に関する問題が、14問中6問出題されております。その中でも問題2の(4)、問題3の(4)の基本的な式や計算の問題では、全国平均正答率との差がそれぞれプラス10.6、プラス6.0と高い状況にあり、これまでと同様に基礎的な知識技能が身につけていることがわかります。

10ページをごらんください。

上段左側の中学校国語の正答分布の状況を見ますと、全国と本県の正答数の割合はほぼ同じ状況であります。10問正解の部分で大きな差が見られます。また、柱状グラフにおいてもほぼ同じ形状を示しており、全国平均まであと少しという状況です。右側の数学は、全国と比較しますと中上位層に差が見られますが、昨年度の高知県と比較しますと、一定の階層の押し上げが見られました。

11ページに載せております英語は、正答数の度数分布グラフを見ますと、中位層については、全国とほぼ同じ形状ですが、上位層が全国と比較して低い結果となっております。

13ページの下段をごらんください。

中学校国語で課題が見られる問題です。最近の傾向として、話し合いの活動場面を切り取った問題が多く出題されるようになりました。これは話し合いの流れを踏まえ、未決定事項を明確にするとともに、具体的な解決案を書く問題ですが、全国平均との差がマイナス2.2ポイントとなっているほか、無回答率も9.8ポイントと最も高くなっています。話すこと、聞くことの授業を通して、話し合いの話題や方向を的確に捉える力や、論点整理をする力や表現力に課題が見られます。今後は授業での話し合い活動など、対話的な学びの

質を一層向上させることが必要であると考えております。

14ページをごらんください。

数学の問題別調査結果を載せております。16問中4問の記述式の問題が出題されておりますが、特に問題6の(2)と、問題8(2)の2問において、全国平均正答率を6ポイント以上上回っております。方法の説明や判断の理由を説明する力を育む授業改善が進められており、学力調査などの結果から課題を意識した取り組みが進められてきた成果と考えております。

一方で、15ページの下段の、課題が見られる問題をごらんください。

問題2の連立二元一次方程式を解く問題においては、高知県は61.9%、全国70.1%と、全国平均正答率との差がマイナス8.2ポイントという状況です。また平成26年度に、過去にも同じ類似問題がありまして、その正答率がマイナス11.3ポイント、これと比べましても課題の改善につながっていないということがわかります。このようなことから、基礎的な知識技能を繰り返し活用しながら、着実に定着が図られていくような授業改善をさらに進めていく必要があると考えております。

次に、16ページをごらんください。

上段の学習指導要領の領域の中で、書くことについては全8問の平均正答率が、全国の45.8%に対して39.1%と低く、特に中学校英語では書くことについての課題が顕著に見られました。

17ページの下段の、課題が見られる問題をごらんください。問題9の(3)、3問全てで全国平均正答率を10ポイント程度下回っております。例えば、彼女の出身地について書く、She is from Australiaのような簡単な短文を正確に書くことについて大きな課題が見られます。このようなことから、既習事項を場面に合わせて正確に活用できるようにするとともに、自分の気持ちや考えを伝え合う活動を通して、聞く、話す、読む、書く、の4つの技能を総合的に活用できる力を、身につけさせる学習を進めていく必要があります。

18ページからは質問紙調査の結果を載せております。この中で特に特徴的なものを一つ御紹介させていただきます。

19ページの下段をごらんください。

学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますかという質問に対して、本県の小学生中学生ともに当てはまる、どちらかといえば当てはまると回答した割合が、全国平均を上回っております。また、肯定的に回答した児童生徒ほど、正答率が高いという傾向が見られます。

このことから、新学習指導要領で求められる主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、各学校において一定の授業改善が図られてきたものと考えております。しかしその一方で、問題解決のために、既習の知識技能をいかに活用できるかという課題もありますので、授

業づくり講座等の充実を図るなどして、さらなる授業改善の徹底に努めてまいります。

さらに、今回の調査結果を十分に踏まえ、各学校における授業の質の向上を図り、チーム学校として課題改善のために協働、徹底した取り組みを行うことで、確かな学力や生きる力を身につけた本県の児童生徒の育成を目指し、より一層の工夫改善を進めてまいります。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

◎**今城委員長** それでは質疑を行います。

◎**山崎委員** 確実に小学生も中学生も学力が上がってきているということで、うれしく思うんですが。何点かお聞きしたいんですけれども。小学校の国語は、記述式が上がってきたということで、非常に考える力がついてきたということなんですけれども、中学校のほうも、そのところがちょっとつながっていないということなんですけれども、ここが一番上がりにくいところだと思うんですけれども、今後どのように上げていくのというのが一つと。

あと先ほど言いました、数学頑張ってたんですが、連立二元一次方程式のところは、さきほど下がるという問題は、今後どういうふうに取り組んでいくのかと。

最後3点目が、英語が今回マイナス3.6ということなんですけれども、さっき課長からも出てきましたけれども、いよいよ大学入試のほうも4領域というか、変わってくる中で、中学校英語もそこに向けて今後、ここの今回のマイナス3.6というのはいかに捉えていて、どういうふうに関今後中学校の中で取り組んで上げていくのかというのを、お聞かせ願えたらと思います。

◎**黒瀬小中学校課長** まず、国語のほうのいわゆる書くところの部分、記述式のところでございます。小学校のほうは、先ほど委員がおっしゃっていただきましたとおり、国語、算数ともに非常に改善が見えてきたというところで。ただ、中学校も改善が見えてないというわけではなくて、数学の部分ではこの記述式が、大きな改善が見えております。今まで全国を超えることができなかったこの記述式問題が、去年は1問、全国を超えました。ことしは2問、全国を超えましたので、徐々に改善が図られていると思います。

国語におきましても記述式問題、3問出ておりましたが、マイナス0.4、マイナス2.2、マイナス2.1と、ほかの問題に比べて決して一番劣っているというようなことではなくて。国語の場合は、中学校のところまで全体的に少し落ち込んでましたので、やはり全体的な、この記述式だけではなくて、中学校については底上げが必要なのかなと考えてございます。

また英語につきましては、まず今回マイナス3.6ということで非常に厳しい状況です。なかなか順位で言っても、全国から下位の状況にございます。しかしながら、この1月に実施しました県版学力調査、ここでも実は全国値を見れることになっております。その際高知県の場合は5ポイント以上、実は全国からあらいておりました。そこから押し上げて、しっかりと英語プロジェクトというのを回しまして、4月までに少し改善してきて、

マイナス3.6までになりました。その強化プロジェクトを、ことし4月からずっと回しておりますので、それは授業改善と4技能を生かしたテスト集、これをしっかりと活用すること、個々の先生方に授業改善プロジェクトで、指導主事が個々に指導に入っていくという。これを、3つをしっかりと回して、今強化策をとっておりますので。次回の、また今度あります県版学力調査で、また検証して改善していきたいと考えてございます。

◎山崎委員 先ほど、説明の中でもありましたけれども、この学テが上がってきて、授業力が本当についていってこそ、この結果がずっと続いていくと思いますので。ぜひまたその辺のところの取り組みの強化を、よろしくをお願いします。

◎土森委員 学力テストも本当に上がって、すばらしいことだと思うのですが。けれども高知県は東西に広いんですが、地域によって差はあるわけですか。

◎黒瀬小中学校課長 地域によって、やはり差が見られるのが現状でございます。高知市からのほうも既に公表されておりますので、高知市については学力が、県に比べても非常に厳しい状況であるということが発表されておりますし。3つの教育事務所管内の部分で見ても、やはり教育事務所ごとにそれぞれ課題があります。また、事務所ごとに教科の課題も見られておりますので、その教科ごとの課題をどういうふうクリアしていくのかというのは、各事務所がしっかりと今分析をして、既に次の策で取り組みを進めているところですよ。

◎土森委員 わかりました。

◎三石委員 土森委員のほうからも話がありましたが、特に高知市ですよ。児童生徒が、もう半分近く集まってる高知市ね。ここを学力だけではなくて、重点的にしっかりやっていただきたいということで、今までずっと働きかけもしてきましたがね。教員も随分与えて対策をとってますけれども、その成果が上がってきてると思うんですよ。例えば愛宕中学校なんか、非常に今回のテストの結果なんか見ても、成果が出てる話も聞いてますけれども。どうして成果が上がってきたのか。

それと、高知市に問題があるというようなことも今言われましたけれども、やはり高知市が低いんですよ。わかりやすい言葉で言うたら、足を引っ張ってるというか。もう少し高知市が頑張ってくれたら、全国以上、平均以上いくはずなんです。そんなことも含めて、この8月でしたがね、年に1回、市長さんと知事を交えた、教育に関しての話し合いをやってますわね。こっちから教育長も次長さんも出とるし、向こうもそうよね。なかなか今まで高知市は、余りよくないんだというようなことを言わなかったんです。ところが去年あたりから変化が出てきた。本当に高知市の実態はこうこうで、こうだからこういうふうやっていきたいとか、やってるといような話も出たと聞いております。それに対して、県のほうは、こういうことやったらどうかという話もされたというようなことも聞いてますけれども。どういう内容の話がなされたのか。教育長、率直にありのまま言って

いただけないですかね。

◎伊藤教育長 8月に市長、それから市の教育長、それから県の知事と私と、それから各教育委員会の関係者を集めて、連携会議を開催させていただきました。そのとき話題となったのは主にその学力の問題と、それから不登校と、そういったその2点を主にお話をさせていただきました。

学力につきましては、先ほど三石委員からもお話がありましたように、去年から高知市が、高知市の成績について公表して、お知らせをするというようなことに取り組まれています。去年の12月には、高知市の状況を県と比べたものを冊子にしまして、全ての小中学校の家庭のほうにも配られたと。そういったことで、今現状を保護者の方にもしっかりと認識していただいて、それに向けて取り組みをする必要があるという、高知市長のお考えで去年そういうことをされております。ことしはそういった形で、学力向上推進室にトータルで県も含めまして、この4月から13名の指導主事を県から派遣をして取り組みを進めております。それについて今回の全国学テの結果の中で、トータルとしてはお話がありましたように、余りそのトータルとしては大きく前進した状況ではございませんけれども、高知市さん、個々の学校のほうは、私ども発表したりはできないんですけども、高知市さんから公表された内容で言うと、いわゆる先ほどお話のあった愛宕中学校なんかは、高知市内において非常に規模の大きい学校でありながら、全国でもかなり上位に位置するぐらいの成績が今回上がったと。

それからその13人の指導主事を派遣している学力向上推進室、そこの事業をうまく活用する、重点的に活用してる学校については、全体的にやはり学力が上がってきたと。そうした中で、どういうふうにやっていけば学力が上がるのかというようなそういったところ、その学校を分析すれば、対応はしていけるんじゃないかということで。私どもも来年度以降に向けて、明るい報告を受けたというような受けとめをしております。

それから、同じように不登校の発生率が多いといいますか、半数近くが高知市でございますので。昨年、県のほうに設置しました不登校の対策チームと、それから高知市のほうは、ことしから不登校の対策コーディネーターですか、置いていただくようになりましたので、そことしっかりと連携しながら、高知市内の学校にも重点的に入ってくる。今22校、県内で、その不登校の発生の多い学校は取り組みをしていますが、その中の9校は高知市、小中学校で該当するところがありますので。そういったところに県と市が連携しながら、そこでそういういろいろ調査もしながら、現状把握をすると。そうした中で、小学校と中学校がしっかりと連携をできていて、中学校1年生のクラス割りなんかは、小学校で一緒に話し合えたところなんかについては、中学校1年生においての不登校の発生率が非常に抑えられてると。長期欠席を抑えられてるとというようなデータも出てきましたので。そういった中でさらに連携をして、しっかりと未然防止、それからその不登校になった子供への

対策をやっていく、そういったお話をさせていただいております。

ともにこれからもその高知市の学力向上に向けて、県の教育委員会と市の教育委員会が連携して、取り組んでいこうというようなことを確認して終わっております。

◎三石委員 高知市の教育委員会と県教委が連携をして、対立じゃなくて、協力し合うところは協力してやっていくということが、ものすごく大事なわけよね。いつも言うように、それがなされてなかったんよ。戦後ずっと長い間。ところが最近特にね、高知市のほうもありのままのことを言っていただいてやね、県との連携もしていこうというような体制が、徐々に徐々にでき上がってきてるということは、これは非常に評価すべきだと思うんですね。

そんな中で、学力は当然ですけれども、先ほど言われたその不登校ですよ。これ一緒なんです。関連性が物すごくあると思うんですね。ですから、その13名の先生方を高知市に派遣をしてやね、チームを組んでやってる。確かにそれは成果として上がってますよ、これは。特に愛宕中学校なんかは、それが見られますね。それと、そのことプラス、やはり生徒指導ですよ。これ人権教育のほうも、先生を派遣してると思うんですね。そこの連携よね。学習だけじゃのうて生徒指導の面でもやね、一緒に連携を、連絡をとりおうて、連携をしてやっていかないと。学習、学力だけ、生徒指導は生徒指導だけ、これじゃ弱いと思うんですね。そこらあたりは、どのように考えられていますか。今後。

◎伊藤教育長 現在も特にすぐに対応すべきということで、去年はそういった結果が出たときに対策チームをつくりました。現在、来年度からの新しい教育大綱の検討を、知事と進めております。その中で、現在その教育大綱の柱というのは、今5つなんですけど、それに今回知事の提案説明の中でもお話がありましたように、不登校対策、そういった部分についてはやはりその一つの柱に位置づけて、抜本的な取り組みの強化を進めていかなければならないという認識のもとに、今その調整を知事部局といたしますか、知事と教育委員会とで協議をしております。そういった取り組みの中で、来年に向けてもしっかりと対応していきたいと思っております。

◎三石委員 ぜひね、徐々に徐々にではありますけれども、いい方向に行ってるんじゃないかということをおっしゃってますのでね。さらに頑張ってくださいたいと、このように思います。

◎今城委員長 質疑を終わります。

〈文化財課〉

◎今城委員長 次に、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の保存活用に係る検討状況について、文化財課の説明を求めます。

◎中平文化財課長 本日は、7月23日に開催をいたしました、第2回旧陸軍歩兵第44連隊跡地保存活用検討委員会の概要について、御報告をさせていただきます。

お手元の資料、総務委員会資料令和元年9月高知県議会定例会報告事項の、文化財課の赤いインデックスのページをお願いいたします。お手元にはこの資料のほかに、別紙資料としまして会議当日の資料一式をお配りしておりますが、本日は検討委員会で資料をもとに事務局が説明をしました概要及び委員の皆様からの主な意見について、この2ページを使いまして説明をさせていただきます。

1 開催日は、令和元年7月23日です。

2 検討委員会の概要でございます。まず(1)高知県の考え方についてです。事務局案といたしまして、さきの大戦から既に74年が経過し、記憶の風化が憂慮される現状において、戦争のあった時代である近代から昭和の歴史を後世に引き継ぐことは大変重要なことである。

旧国立印刷局高知出張所跡地は、県内の多くの若者がこの地から出征していった歴史的に重要な場所であり、当該地の歴史を後代に継承することには意義がある。現在、新たな高知県史の編さんに向けた検討を始めており、この編さん過程を通じて、本県の近現代史の資料収集が活発に行われていくものと考えている。

当該跡地は、戦争を知らない県民にとって、その史実を知るために大変重要な場所である。また、将来において県民の気運が高まり、施設の整備を考える際には、最も有力な適地であることから、県が購入することを前提に検討を進めていくという基本的な考え方をお示しして、委員の方から御意見をいただきました。

意見の抜粋でございますが、現在、新たな高知県史の編さんに向けた検討が始まっており、もう一度高知県の歴史を振り返り、現在とつなげることは重要なことである。

次に、県全体の歴史資料収集と連動しながら、ここを位置づけていく必要があり、ここが独立して存在するというよりは、高知県における歴史の一部であるという視点が重要である。

次に、実物を残すということが大切なことだと思うので、この考え方に同意する。

次に、県史編さんに関連した近現代史の資料をどのように集めるかというのも、非常に大事なことである、というような意見がございました。

次に、(2)弾薬庫及び講堂保存の基本方針についてでございます。事務局案といたしまして、弾薬庫及び講堂の保存方法の基本方針、近代から昭和の歴史を刻む資料館のような施設整備は、将来的な構想であることから、当面は44連隊関連資料や当時の時代背景を主題とした施設整備を行う。

遺存する弾薬庫及び講堂は、明治期の近代和風建造物であることから、その特徴を生かした修理・改装を行う。

弾薬庫と講堂の保存における対策とその範囲は、文化財的価値の維持、保存修理に伴う耐震補強、保存修理を行う時期の設定とする、ということで御説明をいたしました。

これに対しまして、主な意見としまして、国の登録有形文化財に登録した上で、保存活用を図るべきである。

復元時期については、慎重に判断をしていく必要があるということでございました。

2ページをお願いいたします。

次に、(3) 具体的な修理方法についての事務局案でございます。弾薬庫及び講堂は、国の登録有形文化財への登録を目指すということを基本とし、ここに現存しております弾薬庫及び講堂につきましては、そもそも建築当初の図面が残されていない、確認できていないゆえに弾薬庫につきましては屋根とか外壁、講堂につきましては屋根、床、天井、間仕切り、出入口など、多く改修がされておりまして、復元時期と耐震性能をどのようにするか、なかなか難しいことがあるということで、事務局からは2案を御提示して意見を賜りました。

一つ、修理方法A案につきましては、耐震性能を大地震時に建物によって人的被害が出ない水準、内部を公開している建造物では、ほとんどがこの水準に選択をされます安全確保水準とした上で、修理は確認できる範囲で推定復元し、内外観とも公開するというA案。

B案といたしまして、耐震性能は大地震時に倒壊の危険性があるが、文化財として復旧できる水準、小規模で崩壊しても人的被害が出ないものに該当させて、復旧可能水準とした上で、修理はもう現状の維持を基本とし、傷んでいるところを簡易に修理すると。その上で外観のみの公開をするという、この2案をお示しして意見をいただきました。

これに対しまして、意見としましては、登録有形文化財にして、建造物の性格を生かしながら保存修理を行うことが望ましい。

安全性を考慮し、歴史的価値を損なわないような方法を取りながら、建物も守り見学者の安全も確保するという方法を考えていく必要がある。

登録有形文化財は、外観を保存すれば内部は活用に重きを置いた改修が可能であるので、弾薬庫は人を入れる場合、床の補強を行うべきである。

建設当初の図面が残されていないことから、現状の補修と補強を基本とし、費用対効果の観点からも必要以上の改修は行わないほうがよい。

一般公開を前提として、耐震補強を行うべきであるが、講堂については常時公開を行うかどうか判断の上、耐震水準の検討を行う必要があるということで、事務局から示しましたA案、B案の、どちらかという中間のような御意見がトータルで多うございました。

次に、(4) 活用及び展示でございます。事務局案といたしまして、劣化が想定される資料は展示しないこととし、温湿管理の必要な資料は、写真パネルやレプリカを使用して県立の歴史民俗資料館での保管を検討していただくと。

展示内容につきましては、旧陸軍歩兵第44連隊に関連する資料や当時の時代背景がわかる資料展示を基本とする。

この上で活用A案としまして、資料展示は講堂を活用して、展示室と学習室を設けるような形で展示を行うと。展示室には平面パネルや展示ケース、学習室にはテーブルや椅子を設置するというA案と。

活用B案としまして、資料を講堂の隣にございます倉庫を活用して、展示室と学習室、資料保管庫を設けた上で、展示室には平面パネルや展示ケース、学習室にはテーブル、椅子を設置する。また、あわせて資料保管庫にはスチール製の支柱棚を設置するということで御意見を賜りました。

いただいた意見としましては、講堂・弾薬庫とも改修工事を実施した場合であっても、構造的に温湿度管理を行うことは困難であることから、紙資料や繊維資料などの一次資料を展示することは不適當である。

費用対効果の面から見ても、講堂は現状維持とし、展示の設計やデザインを優先的に考えたほうがよい。

旧国立印刷局高知出張所の事務所棟は、鉄筋コンクリートづくりでありますので、こちらの建物の改修を実施した上で、関連資料などを展示するという場所として活用してはどうかというような意見が出ました。

以上が、第2回の検討委員会の概要報告でございます。なお、第3回を本月8日開催することとしておりまして、次回は資料収集の方法、旧陸軍歩兵第44連隊関連施設の活用、あと管理運営等について検討をいただくことにしております。以上でございます。

◎今城委員長 それでは質疑を行います。

◎武石委員 御説明にあったように、この跡地は県内の多くの若者がこの地から出征していった歴史的に重要な場所であるというのが、まさにこのとおりだと思うんですね。私もいろんな外国の戦地にも赴いたり、遺族の方と一緒にいたりして、今散逸しかけてるそういった資料を、どこかに保管をして保存をしていかないといけないという時期を、もう確実に迎えてると思うんですね。県議会でもこれまで、歴民館にそういったものを保存するのとかという議論もありましたが、私はやはり、ここがそういった保管あるいは展示するのに、最も適した場所だと思うんですね。今やりとり見ました、紙とか繊維を保存するには適してないとか、いろいろありましたけれども。そこを何とか保存できるような状況にして、それから展示までできるような状況にしていきたいと思うんですけど。何とかこの講堂なんかを、そういった展示史料館にするとかできないものか。あるいは敷地に余裕があるのであれば、そういった資料を保存展示する施設ができないものかなということ、遺族の皆さんとも話をするんですが、いかがでしょうかね。この場所って、すごく私大事なことだと思うし。今の私の質問というのは、地域福祉部に問わないかん質問だろうなと思いつつ、あえてこの施設についての関連で質問するんですが、いかがですか。

◎中平文化財課長 資料の収集ということになりますと、まずは県としてどのような基準

で御遺族の方とか、関係者の方から資料を提供いただくのか、まず県として一つ基準を設けていく必要があると思います。それをどこの場所へ保管するかというときに、ここの講堂と、私も当初思っておったんですが、この建物をそういう博物館的なつくりにするということであれば、もう総つくりかえみたいなの形じゃないと、なかなか難しいのかなという御意見でございました。この建物はあくまでその当時の建物として、こういったものがあったという形で見せながら、将来的には武石委員が言われました、そういった当時の近現代の資料館のようなものを別途つくっていくというふうになればいいかなと、私個人としては今思っているところです。

◎武石委員 はい、わかりました。

◎米田委員 一つは、両方の案が出て、国の登録有形文化財という指定の手続は、どれほどかかるのかというのと。今、検討されていることと並行しながら、それはそういう作業が進められるのかというのは、どうなんですか。

◎中平文化財課長 別添の資料、きょう説明しませんでした、その資料の8ページに登録有形文化財、建造物の登録の基準ということで資料をつけてございます。登録文化財は比較的登録が、他の重要文化財と違って簡易でございます。きちっとした図面とか、当時の物ということが確認できれば、年に数回登録の手続の審議会がございしますが、そこへ上げていけば今の建物、文化庁の方にも見ていただいております、多分登録はできるだろうということなんです。何分、ここの所有がまだ財務事務所になってございますので、とりあえずは土地と建物を買った後の手続になるのかなというところでございます。

◎米田委員 済みません、先走りまして。早うやってもらいたいという思いがあつて言いよりも。これからの運営形態どうするかというのと。その5,500平米全体をどうされるのかという、そういう構想も含めてはまた、これから次の会とかいうことになるんですかね。

◎中平文化財課長 先ほどの説明の中にもありましたが、当面は新たな建物等つくるというのではなくて、この弾薬庫と講堂を次の時代につなげていくように、まずはきちっと修理をしてということを目指してございますので。その後のことは、今後検討していくということになるんだと思っております。

◎米田委員 慎重な、また多くの方の知恵を寄せ合って、本当に価値あるものを保存活用していかなといかんで。そういう点では十分議論していただきたいんですけど。できるだけ早く県民の皆さんに、大事な生きた戦争の歴史を語るようになってますから。できるだけ活用をするためにも、もちろん保存せんといかんですけれど。ぜひ慎重でありながらも、そういう県民の目に触れるところへ、できるだけ早くしてもらいたいと思いますので。ぜひ頑張ってくださいと思います。

それと教育委員会が今、例えば特別支援学校の検討委員会を立ち上げて、県のホームページに載せてくれてるわけですよ。資料とかね。ただ、この44連隊の一生懸命探すけど、

ホームページ出ちゅうがかね。出てないのよ。ほんで一生懸命、こういう当時会議で配ってる資料だとか、どんな意見がされてるのかという、見とって一生懸命、毎回こうやって探しゅうがやけれど、出てないんで。今検討されゅう先生方が、もう知恵者で経験を持ってる人ですけど、やはりできるだけ検討しゅう段階から、県民が参加もできると、知ることでもできると。大変だと思うんで、簡易で構わんでそういう資料や、今ここで僕らが説明されたようなことを。僕らも議会ごとしか、これ聞けれんわけよね。呼んで聞いたらいけど、そういうことになってますので。県民の皆さんからしたらもう全然わからんわけよね。今月の「あかるいまち」の裏表紙に、44連隊のこの寄稿が寄せられてましたし。関心はたくさんあると思うんですよ。そういう皆さんの思いにも応えるためにも、できるだけホームページで紹介もしながらしてもらったら、もっとええかなというふうに思うんですけれど、どうでしょう。

◎中平文化財課長 申しわけございません。会議の資料関係、速やかに掲示するようにしてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎桑名委員 僕も聞き逃したかもしれないんですけども、この検討委員会は、遺族の方というか、遺族会の方なんかは入ってるんでしょうか。

◎中平文化財課長 この会には入ってございません。あくまで文化財的に専門の方、博物館的に専門の方というような方に入っております。

◎桑名委員 これからでも話が進んでいく中において、この施設というのは単なる歴史を披露するというだけではなくて、戦争というものもあるし、思いのある、思いのこもった施設にしなくちゃいけないとするならば、その遺族の方たちの思いとかというものも、やはり詰め込んでいかなければいけないのかなと思いますので。どこかの部分では、遺族会とかそういった代表の方に来てもらって。やはり戦争で亡くなった方たちの思いというものも、どう遂げていくのかという施設にしてもらいたいんで。どこかの時点では、そういったところのメンバーに、遺族の代表が入るべきではないかなと思ってます。またこれから追っての話になると思いますが、お願いしたいと思います。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎今城委員長 次に、警察本部について行います。

それでは、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、部長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎宇田川本部長 それでは、警察本部提出の条例議案3件について御説明いたします。

まず、議案第3号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計

年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案についてであります。

お手元の資料④、令和元年9月高知県議会定例会議案説明書、条例その他の1ページをお開きください。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法等の一部改正に伴い、会計年度任用職員の制度が導入されること等を考慮し、会計年度任用職員の給与等について定めるほか、関係条例について規定の整備をしようとするものであります。

改正の具体的な内容につきましては、総務部等からの説明と同様の内容になりますので、重ねての説明は省略させていただきたいと思っております。

次に、議案第4号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案についてであります。

引き続き資料④の1ページをごらんください。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等をしようとするものであります。

改正の具体的な内容につきましては、これも総務部等からの説明と同様の内容になりますので、重ねての説明は省略させていただきたいと思っております。

最後に、議案第11号高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案についてであります。

お手元の資料④の4ページをお開きください。

今回の条例の一部改正につきましては、運転免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由に、公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことを新たに加えることに伴い、手数料を定めるなど、運転免許証に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令の一部改正を考慮して、運転免許に係る手数料の追加及び引き下げをするものであります。詳細につきましては、交通部長から説明をさせたいと思っております。

◎**今城委員長** 続いて、交通部の説明を求めます。

◎**山崎交通部長** それでは、高知県警察手数料徴収条例の一部改正について御説明いたします。

お手元の青色の警察本部のインデックスを張った説明資料、1ページをお開きください。

運転免許等に関する手数料については、全国的に統一した取り扱いが必要であるため、

その標準が道路交通法施行令において規定されています。今回、道路交通法施行令の一部改正により、同令第33条の6の2に定める、運転免許証の更新を受けることができなかつたやむを得ない理由に、公安委員会がやむを得ないと認める事情があったことを新たに加えることに伴い、手数料を定めることとしています。

また道路交通法の一部改正により、免許証を亡失・滅失などした場合に限らず、免許証の記載事項変更の届け出をした場合などにも再交付申請が可能となるなど、免許証の再交付申請の要件が緩和されたことに伴い、その手続に要する人件費を見直し、免許証再交付手数料を減額することとしています。

条例の施行日につきましては、本年12月1日を予定しております。私からは以上です。

◎今城委員長 それでは質疑を行います。

(なし)

◎今城委員長 質疑を終わります。

《報告事項》

◎今城委員長 続いて、警察本部から2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることとします。

最初に、本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、各部長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎宇田川本部長 それでは、警察本部からの報告事項2件について御説明いたします。

まず、薬物犯罪の現状と対策についてであります。薬物情勢につきましては、全国的に依然として海外から航空機や船舶を利用した、大量覚せい剤密輸事件の検挙が相次ぐなど、国内外の薬物犯罪組織の動きは活発な状況にあります。県内におきましても、覚せい剤の安定した供給と根強い薬物需要の存在がうかがわれ、近年わずかに減少傾向が続いておりますが、末端乱用者への覚せい剤の供給遮断は依然として厳しい現状にあります。現下の状況に対処するため、末端乱用者の徹底検挙と薬物乱用防止のための広報啓発活動を積極的に実施するとともに、密売組織の中核に迫る効果的な取り締まりを実施して、需要と供給の遮断に向けた取り組みを推進しているところでございます。

一方、大麻事犯につきましては、検挙数が平成26年から右肩上がりに増加し、10代、20代による犯行が多数を占めるなど、若年層への大麻汚染が危機的状況にあります。大麻事犯の取り締まりの強化や、初期段階での検挙による早期更生、薬物乱用防止教室の開催など、大麻乱用防止に係る広報啓発活動といった諸対策を推進しているところでございます。詳細につきましては、後ほど組織犯罪対策参事官から説明させます。

次に、アクセルとブレーキの踏み間違い事故の現状についてであります。県下における交通人身事故は昨日現在、発生件数及び負傷者数は、昨年同期と比較して減少しておりま

すが、死者数は5人増加の23人となっており、非常に厳しい状況にあります。全国におきましても、滋賀県大津市における園児死傷事故など、悲惨な交通事故が相次いでいるところでございますが、中でも東京都豊島区池袋における高齢ドライバーによる死傷事故につきましては、アクセルとブレーキの踏み間違いが事故原因と疑われる状況もあり、大きな社会問題となっているところであります。

本県におきましても全国と同様に、アクセルとブレーキの踏み間違い事故が発生しており、県警察といたしましては、セーフティー・サポートカーの普及啓発や、運転免許自主返納支援の周知など、事故抑止対策に取り組んでいるところでありますが、詳細につきましては後ほど交通部長から説明させます。私からは以上です。

◎**今城委員長** 続いて、薬物犯罪の現状と対策について、組織犯罪対策参事官の説明を求めます。

◎**加藤組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官** それでは、薬物犯罪の現状と対策につきまして、御説明いたします。お手元の警察本部説明資料の2ページをごらんください。

まず、項目1の全国の薬物情勢であります。薬物事犯検挙人員は横ばいが続く中、平成30年中の検挙人員は全体で1万3,862人で、一昨年の1万3,542人に比べ320人、2.4%の増加となっております。覚せい剤事犯検挙人員は、近年1万人台で推移していましたが、平成30年におきましては9,868人となり、昭和50年以来、43年ぶりに1万人を下回りました。

一方で、大麻事犯の検挙人員は3,578人で、若年層を中心に平成26年以降、右肩上がりに増加が続き、過去最多となりました前年平成29年の3,008人を大幅に更新しており、大麻事犯検挙人員が薬物事犯検挙人員全体を押し上げている状況にあります。

昨年の覚せい剤の総押収量は1,138.6キログラムであり、覚せい剤の密輸入事犯、検挙件数の高どまりにより、3年連続で1,000キログラムを超えております。

次に、項目2の県内の薬物情勢に移ります。表は、過去の薬物事犯の検挙状況を示しております。覚せい剤事犯は、本年8月末現在で39件、34人を検挙しており、去年同期が30件、24人でありましたので、プラス9件、プラス10人の検挙状況となっております。

また、大麻事犯は本年8月末現在で17件、14人を検挙しており、去年同期が29件、21名でありましたので、マイナス12件、マイナス7人の検挙状況となっております。

麻薬、向精神薬等は本年8月末現在で1件の検挙となっており、去年同期は2件の検挙でありました。総数で言いますと、本年8月末現在で57件、48人を検挙しており、去年同期の61件、47人からマイナス4件、人員でプラス1人の現状となっております。

次に、項目3の薬物犯罪における課題といたしましては、若年層における大麻汚染、それと高い再犯率の2点と考えております。

まず1点目の若年層における大麻汚染ですが、音楽イベントなどを中心に、高知県内でも高校生など若者の間で大麻が蔓延していた実態が今年の事件からも判明しており、薬害

がないなどの誤った認識や遊び感覚での使用、また、インターネットなどで容易に入手できる点などを考慮しますと、真剣に取り組むべき課題と考えております。

2点目の高い再犯率につきましては、覚せい剤は全国の再犯率が10年前は50%台後半だったものが、5年前の平成26年には65%ほどに上昇し、以後微増しているのが現状であり、全国的にも再犯率の上昇は課題となっております。

また大麻につきましては、薬物犯罪の入り口となっている実態があり、全国的には初犯率が高く、現在は76%ほどですが、これも10年前は85%ほどであったことなどから考えると、やはり再犯率は上がってきていると言えます。

本県におきましては、平成30年中、覚せい剤は36人中34人が再犯者であり94.4%、大麻は35人中11人が再犯者であり、31.4%となっております。

次に、項目の4であります。このような現状を踏まえ、課題に向けた取り組みといたしまして、大きく2点を推進しております。

1点目は、薬物乱用未然防止活動の推進であります。特に若年層への浸透の拡大に対しては、青少年を中心に薬物乱用の危険性、有害性といった正しい知識を認識させることが最重要と考えておりますので、小中学校、高校や大学、各所に対する薬物乱用防止教室、講習会を開催し、若い世代に直接訴えることが効果的と考えております。

高校や大学などに対しては、管轄する警察署や県本部から、薬物捜査に携わってきた捜査員を派遣し、捜査員の経験をもとにした、より具体的な薬物乱用防止の教養に努めております。

また、中学校、高校の補導担当教職員の会合に薬物担当捜査員を講師として派遣し、教職員の方々にも大麻を初めとする薬物の有害性などを再認識していただくよう努めており、若い世代から薬物に手を出さない意識をしっかりと醸成していきたいと考えております。

2点目は、薬物需要の根絶と取り締まりの強化です。薬物の常用者というものは、密かに水面下で隠れて薬物を入手し、これを使用しているものでありますので、通常表面的にはなかなか把握し切れないのが現状であります。薬物乱用者は乱用者自身の精神、身体をむしばむばかりではなく、幻覚、妄想などにより乱用者自身が凶悪事件や重大事故を引き起こすことがあり、引き続き徹底した取り締まりを実施して、社会からの隔離を図り更生につなげることが最重要と考えております。

末端乱用者の徹底検挙、薬物の入手先への突き上げ捜査の徹底、そして薬物密売組織の中枢を摘発するということで、薬物のない社会づくりを実現したいと考えております。

以上で、私からの説明を終わります。

◎今城委員長 それでは、質疑を行います。

◎田所委員 若年層の大麻の件で、まだ検挙数も増加にあるということで。インターネッ

トでの購入もされているというところで、なかなか検挙して取り調べして、ほかにやっ
てる者を販売している者という感じで追いかけていって、どんどん検挙していくというの
もやってるかと思うんですけれど。インターネットでの購入に対しての対策というのは、課
題もあれば教えていただきたいですし、もし取り組みをされてるのであれば、対策なんか
どんなにされてるのか、教えていただけないかなと思います。

◎加藤組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官 本県の場合、昨年高校生の事件なんか
ございましたが、インターネットとかじゃなくて、やはり友達の大麻の使用者仲間ですね、
そういった人のつてで大麻を入手していたという現状があります。

インターネットで直接買ったのは、県内としてはありません。

ただ全国的には、いわゆる今「野菜」という言葉を使うんですかね、「野菜」という隠
語とか、昔からの「葉っぱ」とか、そういった言葉があるわけですが。そういった隠語で
検索すると、インターネットでも入手できるということで。本県の対応といたしましては、
そういった実情を、先ほど申した薬物乱用教室、そういった場で学生さんにも伝えて、決
して購入しない、入手しないと。その中へ足を踏み入れないという形で今呼びかけて、再
認識していただいているところです。

◎田所委員 高い再犯率が課題ということで、1度初犯で使用して検挙された、その後の
対応というのは何かその方に対してされてますか。

◎加藤組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官 大麻につきましては初犯者が多いとい
うことで、取り調べが終了すると、いわゆる全国的な取り組みなんですが、二度と手を出
さないための、教育というもんじゃありませんが、取り調べ官のほうで、いろいろ資料な
んか示して、薬物はこれだけ怖いんだよということを一人一人に教育するような、そうい
った時間を設けて対応はしております。

◎桑名委員 大麻を使用するというのもあるんですけれど、大麻を栽培している若者も多
いというふうに聞くんですが。確か大麻は観賞用とか何かで、栽培するというのはこれ違
法なんですか。

◎加藤組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官 栽培は違法です。確かに観賞用という
のはありますが。大概栽培されているのは使用目的の栽培でありますし。栽培した事件を
検挙いたしますと、その認識が観賞用とかそういったことではないですね。

それと大麻の栽培については、県知事の許可があれば、免許があればできます。

◎桑名委員 実際そこなんですよ。それはどういった事例なんでしょう。

◎加藤組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官 繊維を採取して、いわゆる麻袋なんか
をつくる際に、知事の許可を、免許を得てやっているということです。

◎桑名委員 ちなみに高知県なんかは、その許可を受けているところがあるんですか。

◎加藤組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官 高知県はないということですがけれど

も。いずれ確認して、再度お答えします。

◎桑名委員 それにはよびません。わかりました。

◎浜田副委員長 先ほどの田所委員と少し関連するんですけど。高校生の事件は、音楽イベント等でおっしゃっておられましたけれど、この高校というのは、これ一つの学校に限られた、一つの学校で何人かなのか、それとも複数にまたがっての学校なのか。この高校というのが、高知市内の学校であるとか、郡部であるとか、そういうのってどんな傾向なんでしょうか。

◎加藤組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官 市内の複数の学校ということでありま

す。

◎浜田副委員長 一つの学校ですと、目をつけやすいというか、複数というのと、どういう横のつながりがあるのでしょうか。

◎加藤組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官 先ほど、冒頭お話ししました音楽イベントですね、そこで知り合った仲間であります。友達つき合いですね。

◎浜田副委員長 ということは、音楽イベントなどは高校生ですからしょっちゅうやられてると思うんですが、そういうところにやはり警察としても、何かしら気をつけてはおられるのでしょうか。

◎加藤組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官 もちろん学校に対しても注意喚起しておりますし、先ほど申しました薬物乱用防止教室でもそういった機会を捉えては、それぞれの学生さんに伝えるようにしております。

◎田所委員 さっきのに関連して1点だけ。先ほど学校と教室とというお話なんですけれども、そういう催し事をするような会場とか、そういうところと連携とかしたりはしてますか。イベントとかに限っての話になると思うんですが。

◎加藤組織犯罪対策参事官兼人身安全対処参事官 そちらのほうは限定できないということで、やってないです。

◎今城委員長 質疑を終わります。

次に、アクセルとブレーキの踏み違い事故の現状について、交通部長の説明を求めます。

◎山崎交通部長 それでは、アクセルとブレーキの踏み間違い事故の現状につきまして御説明いたします。お手元の警察本部説明資料の3ページ、アクセルとブレーキの踏み間違い事故の現状についてをごらんください。

まず、項目1、(1)のグラフをごらんください。

県内のアクセルとブレーキの踏み間違い事故の推移につきましては、件数、死者数、負傷者数ともに、平成28年に増加に転じたんですけども、以降は減少傾向にあり、本年は死亡事故も発生しておりません。

次に、項目1の(2)のグラフをごらんください。

平成26年から本年8月末までの県下で発生しました、アクセルとブレーキの踏み間違い事故の累計件数、累計死亡事故件数を、ドライバーの年齢幅別に示したものです。高齢ドライバーにつきましても、黄色の棒グラフで色分けをしております。件数では75歳から79歳の件数が最多19件、次いで65歳から69歳が18件と、高齢者が上位を占めております。

一方、高齢者以外につきましても、25歳から29歳の13件と、20歳から24歳の11件を合計しますと24件であり、20代の若者においても踏み間違い事故が多く起きております。

死亡事故では80歳から84歳が最多の4件、次いで65歳から69歳が3件と、全9件中8件が高齢ドライバーによるものとなっております。

次に項目、大きな2をごらんください。

この項目では、県下で発生しました平成26年から本年8月末までの、高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違い事故を分析しました。

(1)と(2)の円グラフは、踏み間違い事故の件数と死亡事故件数の累計を、高齢者と高齢者以外で比較したものです。ごらんいただきますと、件数では高齢者は約4割と半数以下にすぎませんが、反面死亡事故では全9件中8件を占め、高齢者の死亡事故発生率は極めて高いことがおわかりいただけると思います。

次に、(3)のグラフをごらんください。

踏み間違い事故の件数と、死者数を事故類型別に示したものです。ごらんいただきますと、件数では追突が最多の20件となっておりますが、死者はおりません。ところが死者数では、路外逸脱が最多の4人、衝突が1人と自損事故が全死者8人中5人を占めるほか、対歩行者事故も3人と、自損事故と対歩行者事故による死者が全てを占めております。

次に、(4)のグラフをごらんください。踏み間違い死亡事故を、発生場所別に示したものです。ごらんいただきますと、対歩行者事故は3件中2件が駐車場で発生しております。また、路外逸脱の転落事故は、農道や林道といった非市街地で発生をしております。また、国道や県道などの主要幹線道路では発生がありません。

次に、(5)のグラフをごらんください。踏み間違いにより自損事故の死者について、シートベルト着用状況を示したものです。ごらんいただきますと、死者5人中、シートベルトの非着用者が4人と、8割を占めております。この4人のうち3人は、仮にシートベルトを着用していれば、助かっていたであろうと見られました。また路外逸脱の転落事故による死者は、4人中3人がシートベルト非着用でございました。

最後に、(6)のグラフをごらんください。対歩行者の死亡事故につきましても、加害車両を行動別に示したものです。ごらんいただきますと、後退時と発進時に限られてまして、特に後退時につきましても、いずれも加害車両の同乗者の方が、車両の後方で誘導中にはねられたという、大変痛ましいものでございました。

御説明しましたように、アクセルとブレーキの踏み間違い事故につきましても、発生自

体は減少傾向にありますけれども、主に高齢ドライバーによる自損事故や対歩行者事故が、重大事故につながる傾向にあります。今後ますます高齢化率が高まる本県におきましては、その抑止対策が大きな課題でございます。県警察におきましては、セーフティー・サポートカーの普及啓発、それから運転免許自主返納の支援制度の周知、シートベルト着用の広報、それから取り締まりなどを強力に推進してまいります。加えて、委員の皆様方、関係機関、団体、企業の皆様方の御理解と御協力を得まして、ともに連携をして対策に取り組むことがとりわけ重要と考えておりますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。

以上で、私からの説明を終わります。

◎**今城委員長** それでは質疑を行います。

◎**武石委員** 私も先月、自身の免許更新で、免許センターに行ってきましたね。講習も受けたんですが、大変今問題というか、課題になってるテーマに焦点を当てた講習で、なかなかいいなと思ったんですね。例えばあおり運転のケースとか。高齢者、高齢歩行者を守るとか、あるいはその高齢者ドライバーについての留意点とか、そんなような本当に的を射た講習がされてるなというふうに感心しました。その中で高齢者の免許更新のことについても触れられたんですけどね。最寄りの自動車学校で受けなさいと。ただ、非常にこれ混んでるということも、同時に説明してましてね。4カ月待ちというのも見受けられたと、こういうこともありました。そういうふうに運転能力も見きわめながら更新をしているのに、こういった高齢が原因と見られる事故も起こっていると。こういうことなんですけれども。どうなんですかねその、自動車学校で更新のときに実地の試験というか、実地の研修も受ける前に、こういった事故が起こってるのか。あるいはそうであれば、もっと実地の検査をする頻度を高めていかざるを得んのか。どうしてこういったことが起こるのか、そのあたりの原因を突きとめないと、なかなかゼロには近づかないと思うんですが。どうなんですかね、そのあたりは。

◎**山崎交通部長** 高齢者講習を受講されてる方も、これの件数で見ますと、結構多くなっております。だから受けていただいたら、本来であれば少なくなると思いますか、余り起こしてほしくないんですけれども。こういった状況が起きている現状にはございます。ということですので、ふだんからずっとやってるんですけれども、どうしても加齢に伴った認知であるとか、その判断力という形で、それから操作の、身体機能の低下であるとか。その、例えば踏み間違えで言いますと、踏み間違えたときのリカバリーですね、そういったところもちょっと困難性があるのかなというようなことで。そういったところを、気がついていただくというか。そういったところも、これからはまた繰り返さずと、いろんな機会に教養といいますか、していく必要があるなと思っています。

◎**武石委員** 最後にしますが、御説明にもあったように、これなかなか警察だけで対応し

切れないところがあると思いますのでね。地域社会として、いろんな機会でこういった注意を促していくような仕組みをつくる必要があるなと思います。何か御所見があれば。

◎山崎交通部長 例えば地域において有識者といいますか、例えば民生委員さんであるとか、そういった方に交通教育を勉強していただいて。その方たちが今度高齢者の方に接するときに、集めて教え込むとかじゃなくて、ふだんの会話、平素の会話の中で、こういった状況になるんで気をつけてくださいとか。そういった形でもやっていただくように、これも取り組んでおります。

◎武石委員 わかりました。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

以上で、議案についての審査は終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わってませんので、暫時休憩といたします。

再開時間については、後ほど事務局のほうから連絡をさせます。

(休憩 14時37分～15時06分)

◎今城委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先に意見書を議題として、これを審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎今城委員長 御異議なしと認めます。それでは、そのようにさせていただきます。

意見書案3件が提出されております。

まず、高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書(案)が公明党、自由民主党、県民の会、一燈立志の会、緑と青の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書(案)の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎今城委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎うちだけみたいですね。趣旨に賛同でありますので、賛成いたします。

◎今城委員長 それでは正場に復します。

この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、大学入試英語の民間試験利用中止を求める意見書(案)が日本共産党、県民の会

から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎今城委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎大学入試英語成績提供システムの運営委員会のほうからも、各実施主体に対しまして受験者に対する検定料の経済的な配慮が47都道府県すべてにおいて、試験会場の設置など、今後の一層の取り組みを求めているところがございます。また、試験の点のほうにつきましても公平性を維持するために、欧州などでやっておりますCEFRを導入すると聞いております。成績提供システムの利用につきまして、意見書のとおりですね、未定の学校は28%となっております、高校や大学などの当事者に不安が広がっているのもこれは事実でございます。さらに、それと同時に、7割の大学がそれを決定してまして、多くの高校などもその方向に進んでいることから、中止としているこの意見書は自民党としては反対をしたいと思います。ただ、この大学入試の民間試験は高校や大学などの当事者には懸念や不安が広がっているのは事実でございますので、自民党としては、大学入試英語の各課題の進捗状況を見ながら、12月議会とかの意見書提出を視野に入れながらいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎今城委員長 それでは正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正な解決を図ることを求める意見書（案）が県民の会、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書（案）の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎今城委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

（ 小 休 ）

◎普天間飛行場が全面返還することを方策としてやっておりまして、また、北東アジアの安全保障環境もいかに厳しいかということもあります。これも反対をさせていただきたいと思えます。

◎今城委員長 それでは正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。
ここで、暫時休憩といたします。

(休憩 15時10分～15時23分)

◎**今城委員長** 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより採決を行います。今回は議案数7件で予算議案1件、条例その他議案6件があります。

それでは、採決を行います。

第1号議案令和元年度高知県一般会計補正予算を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員の制度の導入に伴う職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第4号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第9号議案高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第9号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第10号議案高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案のとおり可決することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第11号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案県有財産(教学機器)の取得に関する議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**今城委員長** 全員挙手であります。よって、第12号議案は全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

それでは執行部は退席を願います。

(執行部退席)

◎**今城委員長** 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次の委員会は8日の火曜日、午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく申し上げます。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(15時26分閉会)